

## &lt;論 文&gt;

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」、および、「自然権」、  
 「自然法」、の諸概念の分析（第 I 部・第 I 章——第 XII 章）  
 第 X 章 (III —— A, 1) ——17))

鈴木秀勇

III —— A

1) a) のちの Lev · E, Lev · L · 各「第一部」・「第十五章。その他の・自然が定めている諸法について」の第一パラグラフにあって、「自然が定めている・第三の法」として挙げられている「法」についての論述は、EoL では、「第一部」・「第十六章」(編者・テニエスによる「章節配列 (Tho Order)」にしたがえば、「自然が定めている諸法のうちの・あるもの」の)「第一節」の冒頭から、つぎのように、開始される。

「第一節。世の言い習わしに、自然は、なにものも、無駄にはつくり出さない (maketh nothing in vain), ということがある」<sup>1)</sup>。

b) しかし、「自然は、なにものも、無駄にはつくり出さない」とは、いかなる意味であるのか。

---

1) EoL, p. 81

ア) 言うまでもなく、——「自然」は、自らが「つくり出す」もののすべてを、必ず、なにらかの〈効果を産出する〉ものとして、「つくり出す」——ということである。

イ) なぜなら、「叡知」であり・「意志」であり・「力」である・「あるもの」たる「自然」が、自らの「つくり出す」ものを、なにらかの〈効果を産出する〉ものたらしめずにおく、ということは、「自然」が「叡知」であり・「意志」であり・「力」である・「あるもの」であることに反する事柄であるからである。

シ) しかし、——「自然」は、自らが「つくり出す」もののすべてに、必ず、なにらかの〈効果を産出せしめずにはおかないと〉——ということは、具体的には、いかなる事柄であるのか。

ド) EoLは、そのことを、上掲につづいて、下記のように、具体的に示している。

「まことに確かであるのは、総じて結論 (a conclusion) の真実性とは、結論をつくり出す諸前提 (the premises) の真実性にほかならないのとひとしく、…」<sup>2)</sup>。

ア) すなわち、 i) 「自然」が〈つくり出した〉・「人間の自然本性」の働きの一つたる「理性の力」が、

ii) (フランシス・ベイコンの『[諸科学の] 大革新。第二部。新論理学』の論述に倣って言えば)<sup>3)</sup>、「太陽」という・一つの「自然物体」の・「熱」による・他の「自然物体」(例えば、「液体」への「働きかけ」(「作用」)を、「外部感覚諸器官」によって「受容」した「記録」(すなわち、ベイコンの言う「実

2) EoL, pp. 81-82

3) cf. 拙稿・『ジャン-ジャク・ルソ『エミル』における・「自然にしたがう教育 (l'éducation naturelle)」の思想の分析』。第V章 「自然」と「技術」と「教育方法」(フランシス・ベイコン——ヤン・アモス・コメンスキー——ルソ)。XII, XIII。札幌大学教養部紀要 第二八号 一九八六年三月 136-159 ページ

験史」) の〈内容〉を,

iii) 「液体」の「温度上昇」, 「膨脹」, 「対流」, (一気圧の下での)「沸騰」, 「気化」(「体積の減少」)として〈規定〉することは,

iv) 「熱」の・「真実」の定義という「結論」にとって, 「真実」の「前提」である。

v) この場合, もし, 「理性の力」が, 「前提」たるべき・上記の〈規定〉を得るにとどまるのであれば,

vi) 「自然」は, 「真実」の「前提」を〈つくり出す〉ことはしたが, しかし, その「前提」が「熱」についての・「真実」の「結論」をという〈効果を産出する〉ように, 〈つくり出した〉のでは, ない。

vii) しかるに, 「自然」が〈つくり出した〉・「理性の力」は, 上記の・「真実」の「前提」から, 必ず, 「熱」の定義という・「真実」の「結論」を, 〈導き出さずにはいない〉。

イ) i) このことが, 「自然」は, 自らが「つくり出す」・「真実」の「前提」を, 必ず, 「真実」の「結論」という〈効果を産出する〉ものとして, 〈つくり出す〉, ということであり, ないしは,

ii) 「自然」は, 自らが「つくり出す」・「真実」の「前提」に, 必ず, 「真実」の「結論」という〈効果を産出せしめずにはおかないと〉, ということである。

e) ア) けれども, i) 「自然」が, ——ないしは, 「自然」が〈つくり出した〉・「理性の力」——が,

ii) 「真実」な「前提」を, 必ず, 「真実」な「結論」という〈効果を産出せずにはいない〉ように「つくり出す」のは,

イ) i) 「真実」な「前提」が, 「真実」な「結論」にとって, 'conditio sine quā nōn' ([コンディツィオ・スィネ・クゥアーノン]。「不可欠の条件」)であり,

ii) また, 逆に, 「結論」が, 「前提」にたいして, 〈論理上の整合性〉を有

する場合に限られることは、言うまでもない。

iii) なぜなら、しからざれば、「理性の力」が、「前提」をして、「結論」という〈効果を産出せしめる〉ことは、明らかに、不可能であるからである。

f) ア) してみると、

i) 前述のように、「自然」が、「真実」な「前提」を、それが、「真実」な「結論」という〈効果を産出する〉ように、「つくり出す」、ということは、

ii) 「自然」が〈つくり出した〉「理性の力」が、「不可欠な条件」と〈論理上の整合性〉とに基づいて、

iii) 「真実」の「前提」に、「真実」の「結論」という〈効果を産出せしめる〉ことに、ほかならなくなる。

イ) 「自然は、なにものをも、無駄にはつくり出さない」とは、まず、上記を意味するものである。

g) ア) しかし、この場合の「自然」とは、「自然」が〈つくり出した〉・「理性の力」であった。

イ) はたして、EoLは、前掲につづいて、

「自然は、なにものをも、無駄にはつくり出さない」ことを、さらに具体的に示す時に、「自然が下す命令の力」・「自然が定めている法の力」とは、「理性の力」に「ほかならない」と述べるのである。すなわち、

「…のとひとしく、自然が下す命令の力、すなわち、自然が定めている法の力とは、[人間を、]説得によって、その命令すなわち法へ導いていく (inducing thereunto)・理性の力 (the force of the reasons) にほかならない、ということである」<sup>4)</sup>。

h) ア) i) 「命令」・「法」は、必ず、「力」を有するものでなくてはならない。

ii) そして、その「力」を有することが、「人間」を、「説得」によって、

4) EoL, p. 82

当の「命令」・「法」へ「導いていく」，〈服従せしめる〉という〈効果を産出する〉ことなのである。

iii) 「命令」・「法」の「力」とは，かく，「説得」によって，「人間」を「命令」・「法」へ「導いていく」こと，ないしは，「人間」が，「説得」によって，「命令」・「法」に〈服従する〉こと，にはかならない。

iv) なぜなら，しからざれば，「力」は，「命令の力」・「法の力」ではなく，単なる〈物理的な力〉・〈暴力〉にすぎないからである。

イ) i) さて，「命令」・「法」が，「自然が下す命令」であり，「自然が定めている法」である場合に，

ii) その「命令」・「法」が，その「力」を有するのは，——換言すれば，「人間」を，「説得」によって，この「命令」・「法」へ「導いていく」——という〈効果を産出する〉のは，いったい，いかにして，であるのか。

ウ) i) 「人間」が，上記の「命令」・「法」へ〈導かれる〉，すなわち，「命令」・「法」に〈服従する〉ように，「説得」されるのは，

ii) 当該の「命令」・「法」に〈服従する〉ことが，なにらかの意味で「自分ニトッテノ・ヨイモノ」を齎す，という・「人間」の〈判断〉を，「不可欠な条件」とするものであり，

iii) かつ，「命令」・「法」にたいする〈服従〉と，「自分ニトッテノ・ヨイモノ」の〈取得〉との間の〈論理上の整合性〉を，「人間」が把握することによるものにはかならない。

iv) しかるに，上記の・「不可欠な条件」としての〈判断〉と，〈論理上の整合性〉の把握とは，ひとり，「理性の力」にのみ俟つのである。

エ) それゆえ，i) 「自然が下す命令」・「自然が定めている法」に，「人間」をこの「命令」・「法」へ，「説得によって導いていく」・〈服従せしめる〉という「力」を与え，すなわち，かかる〈効果を産出させる〉のは，

ii) 前記の「不可欠な条件」と〈論理上の整合性〉とに基づく・「自然」によって〈つくり出された〉・「理性の力」である。

オ) それゆえに、 i) 上記の「命令の力」・「法の力」は、かかる「理性の力にほかならない」のであり、

ii) 「自然」が、自らが「下す命令」・自らが「定めている法」を、それが「力」を有するように、すなわち、前述の〈効果を産出する〉ように、「つくり出す」のは、自らが〈つくり出した〉「理性の力」によるのであって、

iii) こうして、「自然は、なにものをも、無駄にはつくり出さない」のである。

i) さて、上述のように、ア) i) 「自然が下す命令」・「自然が定めている法」に、「力」を与え、あの〈効果を産出せしめる〉のが、「自然」が〈つくり出した〉・「理性の力」であるならば、

ii) 「命令」・「法」は、「力」を有し、〈効果を産出する〉ことによってのみ、「命令」・「法」であるのであるから、

イ) 「自然が下す命令」・「自然が定めている法」とは、「自然」が〈つくり出した〉・「理性」が「下す命令」であり、「理性」が「定めている法」である。

ウ) であればこそ、先行・「第十五章」・「第二節」で、「理性以外に、自然が定めている法は、存在しえない」<sup>5)</sup>、と規定されていたのである。

2) a) ア) そこで、つづいて想起すれば、i) 上記の「章」と「節」とにあって、「理性以外」には「存在しえない」・「自然が定めている法」の——実質上、「第二」の——「命令」は、

ii) 「各人ハ、自然ニ基ヅイテ自分ガ万事ニタイシテ持ッテイル権利ヲ、ワガ身カラ引き離セ」<sup>6)</sup>、であり、

iii) そして、その「命令」は、「私たち人間に、平和の道を、…明示する」ものであった。

イ) 「自然は、なにものをも、無駄にはつくり出さない」のであれば、

5) EoL, p. 75

6) EoL, p. 75

- ウ) i) 「自然」ないしは、「自然」が〈つくり出した〉・「理性の力」は、  
ii) この「第二の法」を、  
iii) 「平和」という〈効果を産出する〉ものとして、  
iv) 「つくり出した」のでなければならない。
- エ) では、「自然」ないしは「理性の力」は、  
i) いかにして、  
ii) 「第二の法」を、「平和」という〈効果を産出する〉ものとして、「つくり出した」のであろうか。
- б) それは、同じ「第十六章」の・前掲の叙述につづいて、こう示されている。

「それゆえ、前章〔第十五章〕第二節に挙げられた・自然が定めている法、すなわち、各人ハ、…権利ヲ、ワガ身カラ引キ離サナケレバナラナイ、は、もし、各人ハ、自分が交ス・前掲ノ諸契約 (those covenants) ヲ、固ク守リ (stand to), スナワチ、履行スル (perform) ヨウニ、拘束サレテイル (is obliged), ということもまた、同じ自然が定めている・一つの法でなかったのであれば、全く無駄であり (utterly vain), すなわち、なんらの効果をももたなかつた (of none effect) はずである」<sup>7)</sup>。

ア) i) こうして、EoLの論述にしたがえば、——「自然が定めている・第二の法」を「全く無駄」に終らせず、これに「平和」という「効果」を〈産出せしめる〉ためには、

ii) 「自然」ないし「理性の力」が、「第二の法」を「つくり出した」のひとしく、さらに、「同じ自然が定めている」・上掲の〈内容〉をもつ・いわば「第三の法」の「力」・〈拘束力〉を「つくり出す」のでなくてはならない。——

iii) なぜなら、「理性の力」が、かかる・「第三の法」の「力」を「つくり出す」のでなくては、「第二の法」は、「なんらの効果をももたない」からで

7) EoL, p. 82

ある。

iv) 逆に言えば、「理性の力」によって、「第三の法」の「力」が〈つくり出される〉のであれば、「第二の法」は、「平和」という「効果」を〈産出せざるをえない〉, —— ということになる。

3) a) だがしかし、先行・「第十五章」・「第二節」に示された「第二の法」は、「各人ガ、自然ニ基ヅイテ、万事ニタイシテ持ッテイル権利ヲ、ワガ身カラ引キ離」すことが、「契約」による、という〈内容〉のものでは、いささかもなかつた<sup>8)</sup>のであって、

b) ア) ただ、「自分の権利をわが身から引き離す」のは、「自分の権利を、無條件に手離す(relinquisheth)か、それとも、他人に移譲する(transferreth)か、のいずれかである」(次・「第三節」)<sup>9)</sup>ところから、

イ) 「権利」の「移譲」についての論述が進行して、「契約」の概念に到達した(「第八節」)のであるが、

ウ) しかし、 i) その「契約」は、もはや、「第二の法」が〈目的〉とする・「平和」の創出のための・(「第二の法」の〈内容〉を形づくる)・「各人」が有する「万事にたいする権利」の「移譲」の「契約」という・〈限定された〉ものではなく、

ii) 「見返りの利益を念頭においた」・「例えば、購買、ないしは販売、あるいは、互換」<sup>10)</sup>(「第八節」)の・〈通常〉の「権利移譲」の「契約」にすぎなかつたのである。

エ) そのことは、前掲・「第十六章」の・「各人ハ、自分が交ス…諸契約ヲ、…履行スルヨウニ、拘束サレテイル」ことが、「第三の法」でなければならぬ、とする叙述につづく・下記の文言そのものによって、裏付けられる。

8) EoL, p. 75

9) EoL, p. 75

10) EoL, p. 77

「なぜなら、総じて人にたいして、なにごとであれ (any thing) 事柄が、約束され、ないしは、付与されるにしても、付与する者、ないしは、約束する者が、付与・約束を履行せず、すなわち、自分が付与してしまった事柄を取り戻す権利を、依然として保持しつづけているのであれば、その約束・付与が、総じて人にとって、なんの利益になるであろうか」<sup>11)</sup>。

c) ア) 確かに、「第三の法」は、あらゆる・「権利移譲」の「契約」を〈効果あらしめる〉ものであり、すなわち、「契約」当事者に「契約」の目的たる「利益」・「権利」を、現実に入手せしめるものでは、ある。

イ) けれども、 i) 「第二の法」が、「平和」の創出を〈目的〉とするものでありながら、

ii) しかし、「第三の法」は、上掲のとおり、その〈目的〉に適合した・「各人」の「万事にたいする権利」の「移譲」という〈内容〉をもつ「契約」の要素を、全く含まぬものであり、

iii) すなわち、「第二の法」と「第三の法」との間に、前述の・「不可欠な条件」と〈論理上の整合性〉という関係が、存在しない以上、

iv) 「自然」ないし「理性の法」が、「第二の法」に「平和」という「効果」を〈産出させる〉ために、「第三の法」を「つくり出す」ことは、〈不可能〉である。

d) したがって、ア) 前出・2), b) の——「第二の法」は、「各人が、…諸契約ヲ…履行スルヨウニ、拘束サレテイル」ことが、「第三の法」でなければ、「全く無駄であり、すなわち、なんらの効果をももたなかつたはずである」——という立論は、

イ) 〈論理上、成立しえない〉。

e) ア) 〈成立しえない〉理由は、先述し、また、本稿で既に、繰り返して(例えば、前・II—Gの末尾にも)述べたとおり、

11) EoL, p. 82

イ) i) 「第三の法」が言う「契約」が、——既に EoL にあって——、「第二の法」が明言している・「各人」の有する「万事にたいする権利」の「移譲」の「契約」ではなかった、という意味で、

ii) 「第二の法」が、かかる「契約」の要素を含んではいなかったことが、

iii) 「第三の法」を〈論理上、成立せしめる〉要件——再言すれば「第二の法」が「第三の法」の「不可欠の条件」であることと、また、逆に、「第三の法」が「第二の法」にたいして〈論理上の整合性〉を有することと——を、失わしめたところに、ある。

f) しかし、この〈欠陥〉は、EoL から、DC・L を経て、Lev・E, Lev・L まで、「第三の法」の提示にあたり、常につきまとうのであって、

ア) そのところから、Lev・E, Lev・L で、

i) 一つには、各・「第十五章」にあって、一方で、「第三の法」が「なくては、…万人の・万事にたいする権利は、存続し、私たちは、依然として、戦争の身の上にありつづける」と述べて、「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」する「契約」を「履行」せしめるのは、この「第三の法」である、とするのであるけれども、

ii) しかし、他方で、「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」する・当の「契約」を、「各人が各人と」「交す」ことの〈根拠〉、および「第三の法」がこの「契約」を「履行」せしめること自体の〈根拠〉は、「第三の法」を挙げる・各・「第十五章」・「第一パラグラフ」——「第三パラグラフ」にあっても、また、上記の「契約」を語る「第十七章」・「第十三パラグラフ」においても、示されない、ということが生ずるのである。

イ) i) さらにまた、Lev・E, Lev・L は、各・「第十五章」で、再言すれば、「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」する「契約」を「履行」せしめるのは、「第三の法」である、としながら、

ii) しかし、その「第三の法」が行われるためにには、これを「強要」する・「強制力」たる「政治上の権力」の「設立」が「不可欠」である、とするため、

iii) 「第三の法」と「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」との両者につき、〈いざれが先行するか〉にかかわる《循環》に陥る、ということが、生ずるのである。

ウ) i) 上記・ア), イ) の〈難点〉は、——「第三の法」が〈命令〉としての〈拘束力〉を持ちうるのは、「第二の法」との〈論理関係〉によるものでは、ない——ということを、示唆するものである。

ii) ならば、その〈拘束力〉は、いったい、なにに基づくのであろうか。

この問い合わせたいしては、「第三の法」は、「第三の法」が〈拘束力〉を持つのと〈同一〉の〈根拠〉——すなわち、「自然のままの身の上」が齎す・「死にたいする恐怖」の「情念」、とりもなおさず、「平和」にたいする「欲求」の「情念」を「原動力」として、「理性」が「見出す」「法」であり、「自然が定めている法」である、という〈根拠〉——によって、〈拘束力〉を持つ、と答えなければならない。

iii) はたして、本稿・本・III——A, 後出・12), a) ——13) に見るとおり、Lev・E, Lev・Lが、各・「第四パラグラフ」以下で、——「正義なるものは、存在しない、と言う」・「無知なる者」の論を、「虚偽」として、これに〈反論〉する・その論述の〈意味〉の〈分析〉が、上の答えを裏付けることになる。

4) a) ア) i) さて、つぎに、DC・Lは、『[第一部] 自由』・「第三章。残りの・自然が定めている諸法について」の「第一節」で、

ii) EoLが「第二の法」に「契約」の要素を含ましめていなかったことに気付き、

iii) 先行・「第二章」・「第九節」、「第十節」にあって、「約定」のうち、〈通常〉の・「権利移譲」の「協約」(「契約」と定義されたものを挿入し、

iv) かつ、「第二の法」が、「平和」の「確保」に導くものであることを、強調して、

イ) (「第三」であるべき)「第二の法」を示しているのであるが、

ウ) しかし、EoLについて指摘されたのとひとしい理由によって、この「第三の法」も、〈論理上、成立しえない〉ことに、変りはない。

b) すなわち、つぎのように言われる所以である。

「第一節。[第一の・基本となる・自然が定メテイル法から] 導出された・自然にしたがう諸法の・第二のものは、諸協約ハ、固ク守ラレナケレバならない (*Páctis stándum esse* [パクティース・スタンドゥム・エッセ]), ないしは、信義は、遵奉されなければならない (*fídēm séruandum esse* [フィデーム・セルウアンドゥム・エッセ]), である。なぜなら。先行章 [第二章・[第三節]] で示されたのは、自然が定めている法が、平和が確保されるべきために不可欠な事柄として教えているのは、各人が、自らの有する権利を、あげて、相互に (*mūtuō* [ムウートゥオー]) [第三者に] 移譲する (*trānsferre* [トラアーンスフェルレ]), ということであり、そしてまた、[「第二章」・「第九節」、「第十節」で示されたように] 移譲されることが、将来において行われるものである場合には、この・相互に移譲することが、協約ト呼ばれる、ということであった。さらにまた、したがって、上記の移譲が、平和が確保されるべきために役立つことができるのは、私たちが、行われなくてはならない、ないしは、行わずにおかれなくてはならない、と協約を交す・当の事柄を、私たちが、実際に (*rēipsā* [レーイプサー]。/*rē ipsā* / *rēápse* [レーアープセ], *rēapse* [レーアプセ]), 行う、ないしは、行わずにおく限りにおいて、であり、要するに、協約内容は、それが固く守られなくては、断じて、なんの役にも立たないからである。こうして、諸協約ヲ固ク守ルコト、ないしは、信義ヲ遵守スルコトが、平和が確保されるために不可欠であるのであるから、そのことが、第二章・第二節の結果として、自然ニシタガウ法ノ命令となるのである」<sup>12)</sup>。

ア) すなわち、DC・Lにあっても、EoLにおけるとひとしく、——「自然」

12) DC・LW, p. 108 ; DC・LO, pp. 181-182

ないし「理性の力」は、「第二の法」に「平和」の「確保」という「効果」を〈産出さしめる〉には、「第二の法」を「つくり出した」のに加えて、さらに、「第三の法」・「命令」（「諸協約ハ、固ク守ラレナケレバナラナイ」・「信義は、遵奉されなければならない」）を、「つくり出す」のでなくてはならない——という立論である。

イ) しかしながら、 i) ここに指示されている「第二章」・「第二節」は、「第一の・そして基本となる・自然ガ定メテイル法」，——すなわち、「平和ガ得ラレルコトガデキル場合ニハ、平和ガ追求サレナケレバナラナイ。得ラレルコトガデキナイ場合ニハ、戦争トイウ助力ガ追求サレナケレバナラナイ」<sup>13)</sup> ——の提示にあてられているにとどまり，

ii) また、次・「第三節」では、ただ、「…上記の・基本となる・自然にしたがう法から導き出される・自然ニシタガウ諸法ノ・第一 [第二] は、万人ノ・万事ニタイスル権利ハ、保持サレツヅケラレテハナラズ、権利ハ、アゲテ、移譲サレナケレバナラナイ、ナイシハ、手離サレナケレバナラナイ、ということである」<sup>14)</sup> と規定されているのみであって，

iii) 上掲・「第三章」・「第一節」の叙述に含まれている・「各人が、自らの有する権利を、あげて、相互に [第三者に] 移譲する…」という規定は、「第一の法」、「第二の法」いずれの挙示にあたっても、見られないである。

iv) α) ‘iūra sūa mūtuō trānfēretium áctio’ という表現は、「第二章」・「第九節」で、「約定」を規定するさいに用いられているにとどまり，

したがって、この場合には、‘mūtuō’の語は、「相互ニ」の意であって、上記の文言は、「自らの有する権利ヲ、相互に移譲シ合ウ者タチノ行動」と解されなければならない。（「第九節。ところで、自らの有する権利ヲ、相互に移譲シ合ウ・二人の者、ないし、多数の者の行動が、約定(CÓNTRACTUS [コ

13) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 170

14) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 170

ントラクトゥス]) と呼ばれる」<sup>15)</sup>。

β) また、同章・「第八節」で、「贈与」について述べられる場合の ‘própter bónum mūtuō ácceptum’(「相互に受領される・よいもののために」), ‘bónum mūtuūm’(「相互ニトッテノ・ヨイモノ」), また、同章・「第十一節」で、「協約」にかんする論述に現われる ‘fidēs mūtua’(「相互にたいする信頼」)にあっても、すべて、上記と同ようである。

ウ) まず第一に、上記・イ) の点にあって、「第二の法」が「第三の法」の「不可欠な条件」であることと、「第三の法」が「第二の法」にたいして〈論理上の整合性〉を有することとが、〈欠落〉しているのである。

c) もっとも、ア) DC・Lは、——再言すれば——、EoLの論述にあって、「第二の法」に、「権利」(正しくは、「万事にたいする権利」)の「移譲」の「契約」という要素が含まれていないことを、自覺したところから、自らの論述には、この要素を、いかにかして、加えざるをえない、と考えたに相違ない。

イ) ところが、DC・Lが挙示している「第二の法」にも、EoLにあってとひとしく、「協約」の要素は、含まれていないのであった。

ウ) そこで、止むを得ずにとったのが、〈通常〉の・「権利移譲」の「協約」の概念を、挿入する、という手法であり、この手法が、前掲のように、「[権利が]移譲されることが、将来において行われるものである場合には、この・相互に移譲することが、協約ト呼ばれる、…」、という文言となって現われたのである。

エ) i) けれども、先行・「第二章」・「第九節」は、「しかし、約定当事者の一方か、ないしは、双方が信頼を寄せられている (créditur [クレーディトル]) 場合、この場合には、信頼を寄せられている当事者は、後日に (pósteā [ポストエアー])、自分が約定内容を履行するであろう、と約束しているので

15) DC・LW, p. 102 ; DC・LO, p. 173

あって、そして、かかる約束が、協約と名付けられるのである」<sup>16)</sup>、と規定していた。

ii) この「後日に、…履行するであろう」は、「権利」の「移譲」が、「将来に行われる」(futūrum [フウトウーウルム]) ということであり、

iii) 「将来」という・〈時間上〉の要素は、「信頼を寄せられている」ことの〈表現〉にほかならないのである。

d) ア) だがしかし、i) 「各人」が相互に、「権利」の「移譲」の「履行」の「信頼を寄せられている」ことの〈表現〉たる「協約」——「将来において」「自らの有する権利を、あげて、相互に〔第三者に〕移譲する」「協約」が、

ii) はたして、「平和が確保されるために不可欠な事柄」である、と言いうるであろうか。

イ) 否、である。かかる「協約」は、「平和が確保されるために」は、〈無力〉である。

ウ) 〈無力〉であることの理由は、以下のところにある。

i) 「第一章」・最終・「第十五節」に述べられているとおり、「自然の状態に、とりもなおさず、戦争ノ状態に、置かれている人間たちにとっては、自己保存の永続が、期待されえない」<sup>17)</sup>とは、

ii) その「人間」たちが、「約定当事者」として、「自分が約定内容を履行するであろう、と約束し」、その「約束」に「信頼が寄せられる」ということなど、ありえない、というにほかならない。

iii) である以上、次・「第二章」・「第一節」に示されている —— Lev·E, Lev·L の論述にあって、本稿が〈根源的自然法〉と規定したものに相当する —— 「自然ニシタガウ法」ないし「過つことなき理性の命令」、すなわち、「…(魂の・他の・いかなる能力ないし情念に劣らず、人間の自然本性の働きであ

16) DC · LW, p. 102 ; DC · LO, p. 173

17) DC · LW, p. 97 ; DC · LO, p. 167

るがゆえに), また, 自然にしたがう理性(*Ratio nātūrālis* [ラアツィオ・ナートゥーラアーアリス])とも呼ばれる・過ツコトナキ理性 (*rēcta Rātio* [レエーエクタ・ラアツィオ])が, 法 (*lēx* [レエークス])である。それゆえ, 自然ニシタガウ法 (*lēx nātūrālis* [レエークス・ナートゥーラアーアリス])とは, これを私が定義すれば, 生命と四肢との・能う限り永続する保存のために, 行われなくてはならない事柄, ないしは, 行わざにおかれなくてはならない事柄にかかる・過つことなき理性の命令 (*Dictāmen* [ディクタアーアメン])のことである」<sup>18)</sup>と規定されている・その「自然ニシタガウ法」・「過ツコトナキ理性の命令」の,

iv) 実質上は, 「第二」のもの——すなわち, 本・b), 前出・イ), ii) に記した・「万人ノ・万事ニタイスル権利ハ, アゲテ, 移譲サレナケレバナラナイ, …」——が, 訂正されて, 「…権利ヲ, アゲテ, 一様ニ, 第三者ニ移譲スル協約ヲ, 各人ハ, 交サナケレバナラナイ」, ——と規定されて, 「第二の法」となる以外に,

v) 「平和が確保されるべきために不可欠な事柄」は, 存在しないからである。

エ) こうして, i) DC・Lが, 先行章で規定されていた・〈通常〉の・「権利移譲」の「協約」の概念を, ここに挿入しても,

ii) その「協約」は, 〈無意味〉のものであり,

iii) 「第二の法」を, 「第三の法」の「不可欠な条件」たらしめることもなく, 「第三の法」に「第二の法」にたいする〈論理上の整合性〉を与えることもないものである。

e) さらにまた, ア) DC・L自らが示す「第二の法」の中に, 「各人が, 自らの有する権利を, あげて, 一様に, [第三者に] 移譲する」「協約」が含まれていたとすれば, つぎのような〈重複〉し・かつ〈無規定〉・〈冗漫〉な

---

18) DC・LW, p. 99 ; DC・LO, pp. 169-170

叙述が、現われることは、なかつたはずである。

イ) すなわち、「さらにまた、したがつて、上記の移譲が、平和が確保されべきために役立つことができるのは、私たちが、行われなくてはならない、ないしは、行われずにおかれなくてはならない、と協約を交す・その事柄を、私たちが、実際に、行う、ないしは、行わざにおく限りにおいて、であり、要するに、…」という叙述は、〈重複〉し・かつ〈無規定〉・〈冗漫〉であつて；

ウ) 「したがつて、平和が確保されべきために役立つことができるのは、私たちが、上記の移譲の協約を、固ク守り、信義ヲ遵奉スル限りにおいて、である。なぜなら、…」で、〈必要にして充分〉なのである。

エ) この・叙述の〈重複〉・〈無規定〉・〈冗漫〉が示しているのもまた、「第二の法」と「第三の法」との間に、「不可欠な条件」と〈論理上の整合性〉とが〈欠落〉している、ということである。

フ) 以上に述べた理由によって、DC・Lにあっては、EoLにおけると同よう、「第三の法」は、〈論理上、成立しえない〉のである。

グ) このようにして、EoL, DC・Lの・いずれにあっても、

ア) 「第三の法」は、「第二の法」との〈論理関係〉においては〈成立しえず〉、

イ) ただ、〈通常〉の・「権利移譲」の「契約」・「協約」が、「履行」されるべきである、とする「自然が定めた命令」ないしは、「理性の力」としての「命令」にとどまるのである。

5) a) ところで、Lev・Eにあっては、「第三の法」は、「正義」の「根源」、「起源」とされ、Lev・Lでは、「第三の法に、正義の本性が、存する」、と規定されるのであるが、

б)かかる規定の〈根拠〉を知る契機となるものは、EoL, DC・Lの・「第三の法」を提示した・各・「第一節」につづく「第二節」以下の論述の内容である。

ア) まず、EoLについて、これを見れば。

i) 「第三の法」の「命令」にたいする無視, —— とりもなおさず, 「契約」の「破棄」, ないし「契約」への「違反」——について, 第一に, こう述べられている。

「第二節。契約破棄ないし契約違反が, 人々が権利侵害 (INJURY) と呼ぶものである。権利侵害は, ある種の作為 (action. [行うこと]), ないしは, ある種の不作為 (omission. [行わざにおくこと]) の中に, 成り立つものであり, それゆえ, そうした作為ないし不作為が, 不正な (UNJUST), と呼ばれるのである。なぜなら, 権利侵害とは, *jus* すなわち権利 (right) によらない (without) 作為ないし不作為であるからである。権利によらないとは, 権利は, 既に以前に, 移譲され, あるいは, 引き渡されてしまったことによる」<sup>19)</sup>。

ii) すなわち, α) まず, 「契約」とは, 一つには, 相手方の契約当事者から寄せられている「信頼」に基づいて, 「契約」の〈内容〉たる・なにらかの「作為」(例えば, それにたいして自らが「権利」を〈保有する〉・ある「物件」の「交付」を「行うこと」), ないしは, なにらかの「不作為」(それらを「交付」しないことを「行わざにおくこと」, つまり, 〈必ず〉, 「交付」を「行うこと」) を, 「後日」に (「将来」において) 「履行」する, という「約束」を行うことである。

β) しかるに, 「契約」とは, また, 二つには, それが交された〈時点〉で, 既に, 当該「物件」にたいする「権利」の方は, 「約束」を行った契約当事者から相手方当事者に, 「移譲」されてしまうことなのであり,

γ) 〈不特定・多数者〉との「契約」の場合には, 「権利」は, それらの者に, 「引き渡され」てしまうことなのである。

iii) α) それゆえ, 相手方の契約当事者 (ないし 〈不特定・多数者〉) は, 「約束」を行った契約当事者から, 「物件」にたいする「権利」が, 「約束」によって, 既に, 自分 (ないしは, 自分たち) に「移譲」されているのであつ

---

19) EoL, p. 82

て、

- β) このことは、上記の当事者（ないし、当事者たち）が、
  - γ) 「約束」を行った契約当事者が当の「作為」（「物件」の「交付」）（ないしは「不作為」）を「履行」することにたいする「権利」、
  - δ) 換言すれば、その契約当事者に、当の「作為」（ないしは「不作為」）を「履行」せしめる「権利」を、既に、〈保有している〉ことである。
  - iv) つぎに、「契約破棄」・「契約違反」とは、
  - α) 前記の「約束」を行った契約当事者が、
  - β) 「約束」した「作為」（ないし「不作為」）、すなわち、「約束」した・「物件」の「交付」を、「将来」において「履行」すべきであるにも拘らず、これを「履行」しないことであり、
  - γ) 要するに、「契約違反」とは、「約束」を行った当事者が、相手方当事者に、上記の・「物件」にたいする「権利」を〈保有せしめない〉ことである。
  - δ) この・「権利」を〈保有せしめない〉ことが、言うまでもなく、「権利侵害」である。
  - ε) それゆえ、「契約破棄ないし契約違反が、人々が権利侵害と呼ぶものである」と言われる所以である。
  - c) ア) さて、「契約違反」が、前記・b), iv) のように、i) 「約束」を行った当事者が、「約束」した「作為」ないしは「不作為」を、「履行」しないことであるとは、
    - ii) その当事者が、自らが「約束」した「作為」を「不作為」に転じ、ないしは、「約束」した「不作為」を「作為」に変ずることである。
- 例えば、ある「物件」の「交付」を「行うこと」（「作為」）を、「行わざにおくこと」（「不作為」）に転じ、すなわち、「交付」しないことに変ずるのである。
- iii) この・「契約違反」によって〈変転〉せしめられた「作為」ないしは「不作為」を念頭において、EoLは、「権利侵害は、ある種の作為、ないしは、あ

る種の不作為の中に、成り立つものであり」、と言うのである。

イ) この・「契約違反」によって〈変転〉せしめられた「作為」ないしは「不作為」は、

i) 「契約違反」者、すなわち、「約束」を行った契約当事者が、相手方の当事者に、ある「権利」を、あるいは、なにらかの「作為」ないしは「不作為」にたいする「権利」を、〈保有せしめている〉と同時に、にも拘らず、

ii) 〈保有せしめない〉ことであり、

iii) すなわち、かかる《矛盾》を犯すことである。

ウ) ないしは、上記の・〈変転〉せしめられた「作為」ないし「不作為」は、

i) 「契約違反」者が、例えば、当該「物件」にたいして、既に「権利」を〈保有していない〉にも拘らず、依然として、

ii) 「物件」にたいする「権利」を〈保有している〉ことにはかならず、

iii) すなわち、自らに、かかる《矛盾》を犯さしめることである。

6) a) それゆえ、ア) i) 「契約違反」によって〈変転〉せしめられた「作為ないし不作為」が、「jus すなわち権利によらない作為ないし不作為」と言われるものであり、

ii) かかる「作為ないし不作為が、不正」と規定されているのである。

イ) では、〈なにゆえに〉、かかる「作為ないし不作為」が、「不正な」と呼ばれ、「権利侵害」であるとともに、「不正義」であるのであるか。

換言すれば、「契約違反」——それが、「不正」ないし「不正義」である、——とされることの〈根拠〉は、なにであるのか、である。

b) ア) EoL は、その〈根拠〉を、前出・5), c), イ), ウ) の《矛盾》である、と答えるべきであった。

イ) すなわち、再言すれば、i) 「契約違反」者が、「契約」の〈内容〉たる「作為」ないしは「不作為」にたいして、既に、「権利」を〈保有していない〉にも拘らず、しかし、同時に、その「権利」を、依然として〈保有している〉・その《矛盾》が、「不正」・「不正義」なのであり、

ii) 同じことであるが、「契約違反」者が、相手方当事者に、「契約」の〈内容〉たる「作為」ないしは「不作為」にたいする「権利」を、既に〈保有せしめている〉にも拘らず、しかし、同時に、その「権利」を、未だに〈保有せしめない〉、という《矛盾》が、「不正」・「不正義」である、——と答えるべきであった。

ウ) あるいは、「契約違反」によって〈変転〉せしめられた「作為」ないし「不作為」が、「不正」であり、「不正義」である、——と言うべきであった。

エ) しかるに、EoLは、 i) 前掲のように、自ら、「契約違反」は、「権利侵害」であり、それが「不正」であるのは、「権利侵害」が「権利によらない作為ないし不正行為であるからである」と規定しながら、

ii) 上述の《矛盾》が、「不正」なのである、と「不正義」の〈根拠〉を示すことが、〈できなかった〉。

c) しかし、EoLは、この〈根拠〉を、《矛盾》の中に、見出そうとはしていたのである。

すなわち、まず、前掲につづいて、こう述べられる。

「世間での・人々の行動と交流 (conversations) とにあって、私たちが、権利侵害ないし不正義 (injustice) と呼ぶものと、スクホオラ派の議論と論争とにあって、背理 (*absurd*) と呼ばれている事柄との間には、著しい類似がある。なぜなら、以前に断定した主張に矛盾する (contradict < *contradicere* [コントラーディーケレ])。原意は、「反対ノコトヲ、言ウ」。古典ラテン語では、「反論スル」、「矛盾スル事柄ヲ述べル」。中世ラテン語では、これに、「撤回スル」の語義が加わる) ところに追い込まれた論者は、背理を犯さざるをえない、と言われるのとひとしく、以前に契約によって、自分が、行わない、と約束し、ないしは、行わずにおくことはしない、と約束した事柄を、情念ゆえに、行う人、ないしは、行わずにおく人が、不正義と犯す、と言われるからである」<sup>20)</sup>。

---

20) EoL, p. 82

ア) だがしかし、ここに言われる「背理」にせよ、「権利侵害」としての「契約違反」にせよ、それは、正しくは、「矛盾」ではなく、「撤回」である。

イ) なぜなら。 i) 「背理」と同よう、「契約違反」とりもなおさず「権利侵害」とは、

ii) 「契約」の〈時点〉において「約束」した・「契約」の〈内容〉たる「作為」ないし「不作為」の「履行」を、「契約違反」者が、〈事後の時点〉において、〈変転〉せしめる、という意味で（「自分が、行わない、と約束した事柄を、…行う」、「自分が、…行わずにおくことはしない、と約束した事柄を、…行わずにおく」）、「撤回する」ことであり、

iii) 「撤回する」とは、「契約」を交した〈時点〉と、「撤回」すなわち「契約違反」の〈時点〉との間に、〈時間の経過〉が存することであって、

iv) それは、〈同時的変転〉たる「矛盾」では、ないからである。

ウ) こうして、EoLは、「契約違反」なる「権利侵害」が「不正義」であることの〈根拠〉を、《矛盾》の中に見出すことが、〈できない〉。

d) しかし、EoLは、あくまで、「契約違反」が「不正義」であることの〈根拠〉を、《矛盾》として、とらえようとしてはいたのである。

なればこそ、こう言われる所以である。

「すなわち、どの契約破棄のうちにも、総じて、本来そのように呼ばれるところの矛盾 (a contradiction) が、存在するのである。なぜなら。契約を交す当事者は、来たるべき時 [将来という時] に、[なにらかの行為を] 行うことを、ないしは、行わずにおくことを、意志しているのである。ところで、なにらかの行為を行う当事者は、現在という時に、その・行うことを意志しているのであるが、現在という時は、契約に含まれていた・将来という時の部分である。それゆえ、総じて契約に違反する当事者は、同一の事柄 (the same thing. 「なにらかの行為」の意) を、行うことを、意志しているのであり、しかし、それと同一の時に (at the same time), その事柄を、行わないことを、意志しているのであって、これは、明らかな矛盾であるからである。

そこで、権利侵害は、人と人との交流における背理であり、背理は、論争における・一種の不正義である」<sup>21)</sup>。

i) 見られるとおり、この立論は、「契約違反」とは、「契約」の〈内容〉を「履行」にかかわる・「意志」の「矛盾」であり、「契約違反」は、この〈根拠〉によって「不正義」である、とするものである。

ア) 確かに、まず、i) 契約当事者が、〈過去という時〉に交された「契約」の〈内容〉を、「履行し」、ないしは、「履行しない」・「現在という時」は、

ii) 「契約」が交された〈時〉からすれば、「将来という時」の「部分」である、とするのは、

iii) 〈正しい〉。

iv) なぜなら、〈過去という時〉に交された「契約」の〈内容〉を「履行する」という「意志」は、——〈過去という時〉からすれば、「現在という時」が「将来という時」の「部分」であるからこそ——、〈過去という時〉から、「将来という時」の「部分」である「現在という時」への〈時間の経過〉の間に、「履行しない」という「意志」に変ずることができたからである。

イ) だが、i) 上記が〈正しい〉以上、

ii) そのところからは、「契約違反」者は、「同一の事柄」を、「同一の時に」、「行うこと」を「意志し」、かつ、「行わないこと」を「意志している」、という・本来の意味における「矛盾」を犯している、という〈帰結〉は、〈生じえない〉。

iii) すなわち、上記・ア), i), ii) をうけて、「それゆえ」と、イ), ii) を述べることは、まず、〈第一〉の〈論理上の誤謬〉である。

ウ) さらに、〈第二〉の〈論理上の誤謬〉は、i) ——再言すれば、——「契約違反」者は、「同一の事柄」を、「行うこと」を「意志」し、しかし、「同一の時に」、その「同一の事柄」を、「行わないこと」を「意志」している——

21) EoL, p. 82

ということは、

ii) この「契約違反」者は、「契約」時に既に、「契約」の〈内容〉を「履行しない」ことを「意志」していることであって、

iii) ならば、「契約」は、〈交されえない〉か、ないしは、「契約違反」者は、「詐欺」の「意志」を以て「契約」を交した者であるか、である、というところにある。

エ) こうして、EoLは、「契約違反」が「不正」・「不正義」であることの〈根拠〉を、「矛盾」の中に求めたが、しかし、その「矛盾」は、見出されることが〈できなかった〉のである。

e) ア) 上記の事柄の〈根拠〉は、

イ) EoL自らが語っている叙述の〈論理〉の中にひそんでいる（前記・本・6）、a) に再言した) 「矛盾」に即してのみ、得られるのである。

ウ) すなわち、i) 「権利侵害とは、人と人との交流〔契約〕における背理であり、…」とする規定の中の「背理」を、前記の「矛盾」と変更し、

ii) 「世間での・人々の行動と交流〔契約〕とにあっての権利侵害ないしは不正義…」を「…権利侵害」のみにとどめれば、

イ) 「契約違反」なる「権利侵害」が、「不正義」であることの〈根拠〉は、

i) 「契約違反」が、「人と人との交流」における・

ii) 前記の「矛盾」であるところにある、――

という〈論理〉が、明らかになるのである。

ウ) そして、i) 「自然が定めている・第三の法」の「命令」にたいする〈不服従〉は、

ii) この〈論理〉によってのみ、「不正」・「不正義」と規定されうるのである。

7) a) DC・Lが、「第三章」・「第二節」で、以下のように述べるのも、上記の・EoLが語るべきして語りえなかった〈論理〉を、しかし、やはり示唆

するにとどまっている、と解すべきである。

「第二節。さらにまた、私たちが協約を交す相手方が、例えば、他方の協約当事者にたいし信義も遵奉しないし、また、信義が遵奉されなければならぬ、とも考えず、あるいは、ほかに、なにごとにせよ、協約当事者としての欠陥を有する場合には、かかる相手方は、以下の理由によって、断じて、容認されないのである。その理由とは。すなわち、協約を交す当事者は、協約を交すからには、協約行為が効果なきものであることを、拒否しているのであり、しかも、とりわけ、効果なきものと知りつつ、効果なき行為をすることは、理性に反している (est cóntrā ratiōnem [エスト・コントラ・ラツィオーオネム])。これにひきかえ、当事者が、協約は履行されるべきものではない、と考えている場合には、その当事者は、そのように考えているからには、当の協約行為が効果なきものであることを、肯定しているのである。したがって、自分は相手方当事者にたいし、信義を遵奉する責任を負ってはいない、と考えている者を相手に協約を交す人は、当の協約行為が、効果なき事柄である、と考え、同時に、しかし、効果なき事柄ではない、と考えているのであって、これは、背理である、というところにある。それゆえ、万人を相手方としては、信義が遵奉されるべきであるか、それとも、協約が交されてはならないか、そのいずれかであり、換言すれば、戦争が布告されたのか、それとも、確実で・信頼すべき平和が生み出されるべきであるのか、そのいずれかである」<sup>22)</sup>。

ア) i) 上掲の叙述にあるように、契約「当事者」の一方が、「協約は履行されるべきものではない、と考えている」、「自分は相手方当事者にたいし、信義を遵奉する責任を負ってはいない、と考えている」のであっては、

ii) 「契約」は、そもそも、交されないか、ないしは、交される「契約」にしても、その「契約」は、かかる「当事者」が、——相手方当事者には、

---

22) DC・LW, p. 108 ; DC・LO, p. 182

「契約」の〈内容〉を「履行」せしめながら、自らは「履行」しないことによつて、——「権利」の「移譲」・ないし「利益」を、〈一方的〉に「詐取」することを目的とする「契約」にはかならないのであって、

iii) DC・Lの・この立論もまた、EoLのそれとひとしい〈論理上の誤謬〉を含んでいる。

b) ア) それゆえ、上掲の叙述について、

i) 「…相手方が、例えは、他方の協約当事者にたいし信義も遵奉しないし、また、信義が遵奉されなければならぬ、とも考えず、…あるいは、ほかに、…協約当事者としての欠陥を有する場合には、…」を訂正して、「…相手方が、例えは、他方の協約当事者にたいし、信義が遵奉されなければならない、との考え方を棄て、したがって、信義を遵奉しなくなり、…あるいは、ほかに、…協約当事者としての欠陥を有するに立ち至った場合には、…」とし、

ii) また、「したがって、自分は相手方当事者にたいし、信義を遵奉する責任を負ってはいない、と考えている者を相手に協約を交す人は、当の協約行為が、効果なき事柄である、と考え、同時に、しかし、効果なき事柄ではない、と考えているのであって、これは、背理である、…」を訂正して、「したがって、協約を交した相手の者が、自分は相手方当事者にたいし、信義を遵奉する責任を負ってはいない、との考えに変った場合には、当の協約行為は、効果なき事柄であり、同時に、しかし、効果なき事柄ではない、のであって、これは、矛盾である、…」とするならば、

iii) 「信義の不遵奉」者、すなわち、「協約違反」者は、相手方当事者に、前述の「矛盾」を犯さしめるものであることが、明らかになるのであり、

イ) i) そして、かかる「協約違反」者は、「断じて、容認されない」とは、

ii) 上記・イ), iii) の「協約違反」が、「不正義」であることを、意味するものであるのであるから、

ウ) ここにもまた、——「協約違反」が、「不正義」であることの〈根拠〉は、それが、前述の「矛盾」である——という〈論理〉が、見出されたはず

なのである。

b) ア) ところで、上掲の叙述の最後に記されている・「万人を相手方としては、…」に始まる論述は、――

イ) i) 「万人」相互を契約当事者とする「契約」にあっては、「個人」間のその場合と異なり、

ii) 「自分は相手方当事者にたいし、信義を遵奉する責任を負ってはいなない、と考える」ことから生ずるのは、「不正義」ではなく、「戦争」の「布告」であり、

iii) 「信義が遵奉され」ることは、「正義」ではなく、「平和」が「生み出される」ことである、――の意である。

c) このところからも知られるのは、

ア) 「信義」の「遵奉」、すなわち、「契約」の〈内容〉の「履行」、とりもなおさず、「第三の法」の「命令」への〈服従〉は、

イ) i) 「正義」の〈根拠〉でもあり、  
ii) そして、「カマン-ウェルス」・「国家」の「設立」の〈要件〉でもある――ということである。

8) ア) DC・Lは、つぎに、「第三節」にあって、前出・5), b) に二分して示した・EoL・「第二節」の論述と、論旨において大同の叙述を行っており、〈論理上の誤謬〉を含む点もまた、ひとしい。

イ) しかし、i) 「…、作為ないしは不作為が、権利ニヨラヌ (*sine iūre* [スィネ・ユウーアレ]) ものである、という理由から、権利侵害 (*iniūria* [インユウーリア])なる名辞が、作為ないしは不作為に付与されたことは、明らかであり、権利ニヨラヌとは、権利が、作為者ないしは不作為者から、事前に(*ánteā* [アントエアー]), 相手方の契約当事者に、移譲されてしまっていたからである」<sup>23)</sup> という〈規定〉と、

ii) 「こうして、権利侵害ハ、人と人との交流 (*conuersátio* [コンウェルサーサツィオ]) にあっての・いわば背理 (*absúrditás* [アプスウルディター

ス]) であり, …」<sup>23.a)</sup> という 〈規定〉 とがある以上,

ウ) i) 「協約ノ違反, ならびに, 贈与物の返還要求が(これらは, 必ず, なにらかの [〈変転せしめられた〉] 作為ないしは不作為に基づいてる), 権利侵害と呼ばれる」, また, 「その作為ないし不作為が, 不正ナ (iniūsta [インユウースタ]) と言われる」とされる 〈根拠〉 は, ——

ii) 「協約ノ違反」は, 「協約違反」者が, 「相手方の契約者」を, 「権利」の 〈保有〉 と 〈非保有〉 との「矛盾」におくところにある, —— とする 〈論理〉 におかれるのでなければならぬ。

iii) その 〈根拠〉 を挙示していない点で, DC・L の論述は, EoL のそれとひとしい 〈欠陥〉 を, 有する。

9) a) さて, Lev・E にあっては, 『第一部』・『第十五章。その他の・自然が定メテイル諸法ニツイテ』の「第一パラグラフ」から, 「第三の法」についての論述が, 直ちに「正義」との関連において, 開始される。

第一パラグラフ 「保持されつづければ, 人類の平和の妨害となるような権利を, 他の人間に移譲するように, 私たちに拘束を加えている。あの [第二の] 自然が定めている法から, 第三の法が, 帰結する。それは, 人々ハ, 交サレタ契約ヲ, 履行セヨ, というものである。なぜなら, この履行がなくては, 諸契約は, 無駄であり, 空語であるからであり, また, 万人の・万事にたいする権利は, 存続するため, 私たちは, 依然として, 戦争の身の上にあるからである」<sup>24)</sup>。

ア) 見られるとおり, Lev・E は, i) 「第三の法」を, 「第二の法」に 〈効果を産出せしめる〉 ものである, とすると同時に,

ii) また, 総じて「契約」に 〈効果を産出せしめる〉 ものである, とする・〈両様〉 の思考をとっている。

23) ; 23・a) DC・LW, p. 109 ; DC・LO, pp. 183-184

24) Lev・E, pp. 201-202

イ) けれども、EoL, DC・L にあってと同じく、Lev・E においても、「第二の法」は、「契約」の要素を含むものでは、なかった。

i) 確かに、Lev・E は、「第二の法」——すなわち、「人間ハ誰シモ、…進ンデ、…アノ・万事ニタイスル権利ヲ、[第三者ニ] 手渡セ」(Lev・L 「譲渡スルコトヲ、意志セヨ」)——を示すにあたって、EoL, DC・L が付きなかつた〈条件〉——「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」(Lev・L 「ホカノ人間モマタ、同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合ニハ」), という〈条件〉——を加えている<sup>25)</sup>。

ii) しかし、「ソノホカノ人間モマタ、進ンデソノヨウニスル場合ニハ」, すなわち、上記の〈条件〉が充たされる場合にも、その〈条件〉の〈充足〉が、「契約」によるものである、——ということは、〈帰結〉しない。

iv) ただに、Lev・L が、「ホカノ人間モマタ、同ジコトヲスルノヲ欲シテイル場合には」と記しているように、「各人が各人に敵対する戦争」が抱かしめる・「各人」に〈共通〉の・「恐怖」という「情念」から、あの〈条件〉が充たされる可能性が大である、と言いうるにすぎないのである。

v) それゆえ、これまた、EoL・DC・L におけるとひとしく、Lev・E にあっても、「第二の法」と「第三の法」との間に、一つには、「不可欠な条件」、二つには、〈論理上の整合性〉という関係は、〈存在しえない〉。

b) ところで、Lev・E にあっては、論述は、下記のように、直ちに、「第三の法」と「正義」との関係に、進む。

第二パラグラフ 「そして、[1.] 自然が定めている・この法にこそ、正義(JUSTICE)の根源(the Fountain)と起源(Original)とが、存する。[2.] なぜなら。契約が先行していないのであれば、権利は移譲されていないのであり、すなわち、各人は、各事にたいする権利を持っている。[3.] その

25) cf. 本稿・『第I部』・『第V章』。IV. 「経済と経営」。第18巻・第1号。1987年6月。

71ページ。同・『第VI章』。III. 同巻・同号。79-80ページ

帰結として、いかなる行為も、不正なもの(Unjust)ではありえない。[4.]しかし、総じて契約 (a Covenant) が交されれば、その場合には、契約を破棄することが、不正ナモノ (Unjust) である。[5.] すなわち、不正義 (INJUSTICE) の定義は、契約ノ不履行、以外のものではない。[6.] そして、不正ではないものが、なにごとであれ、正シイ (Just) ものであるからである<sup>26)</sup>。(文中の・括弧づき番号は、引用者が、以下の論述の便のために付したもの)。

ア) i) 問題は、もとより、[1.]の・「第三の法」が、「正義の根源」・「起源」である、とされることの〈根拠〉は、〈なにであるか〉、である。

ii) Lev·E 自らが挙げる〈根拠〉（「なぜなら。…」）のうち、[2.]と[3.]とは、理解するのに、なんら困難ではない。

iii) また、[5.]の・「不正義の定義」と、[6.]の「不正ではないものが、…正シイものである…」についても、同ようである。

イ) したがって、i) [1.]の・「第三の法」が、「正義の根源」・「起源」であることの〈根拠〉は、[4.]の中にひそんでいることになる。

ii) とりもなおさず、[4.]の・「契約破棄」が、「不正ナモノ」である、とする規定の〈根拠〉が、[1.]の規定の〈根拠〉なのである。

iii) なぜなら、形式論理上は、「契約破棄」が、「不正ナモノ」であるゆえにこそ、「契約」の〈内容〉の「履行」を「命令」する「第三の法」が、「正シイモノ」・「正義」を〈つくり出す〉「力」、すなわち「根源」・「起源」と言いうるが、

iv) しかし、「契約破棄」が、〈なにゆえに〉「不正ナモノ」であるのか、それの〈根拠〉が明らかでなければ、「契約」の〈内容〉の「履行」が、〈なにゆえに〉「正義」であるのか、その〈根拠〉は、知られえないからである。

ウ) ならば、[4.]の規定の〈根拠〉は、〈いかなるもの〉であるのか。

26) Lev·E, p. 202

Lev・Eは、その〈根拠〉を、ここでは、語らず、次・第三パラグラフで、しかし、暗示するにとどまっている。

c) 第三パラグラフの論述全体を引用することは避けて、要旨のみを示せば、下記のとおりである。

- ア) i) 「契約」とは、「相互間の信頼」であるゆえ,
- ii) 「契約当事者の双方に」、「契約」の〈内容〉の「不履行」にたいする「懸念」がある場合には、「契約」としての「効力を有しない」。
- iii) それゆえ、上記の「懸念」が払拭されない間は、「契約」は存在しないのであるから、「不正義は、現実には、存在しえない」。(この立論は、前掲・「第二パラグラフ」の論述の〔2.〕と〔3.〕とによるものである)。
- iv) しかるに、「契約」の「不履行」にたいする「懸念」の「払拭」は、当然、「戦争という・自然のままの身の上にあっては、行われえない」。
- v) 「それゆえ」,  
α) 上記の「懸念」が「払拭」されるためには,  
β) 換言すれば、「契約」の「不履行」(「契約破棄」・「契約違反」)が存在せず,  
γ) とりもなおさず、「契約」の〈内容〉が「履行」されて、「契約」が、まさに「契約」たり得、「契約」としての「効力を有する」に至るためにには,  
δ) 「ある強制力 (some coercive/coercive Power)」が、「存在しなければならない」。
- vi) したがって、その「力」は、  
α) 「契約破棄」によって期待される「利益」よりも大きな「処罰」の「脅威」を以て、「人々を、自分たちが交した契約の履行へ、平等に、強要する」「力」であり,  
β) とりもなおさず、「人々が手離す・万事にわたる権利の代償として」、「人々が、相互間の契約により取得する排他自己帰属権を、確保せしめる」「力」(… Power … to make good that Propriety, which by mutual Contract men acquire) である。
- vii) しかしながら、「かかる力は、カマン-ウェルスの設立の以前には、存

在しないのである」<sup>27)</sup>。——

- イ) i) しかし, Lev・Eは, 上掲・ア), v), vi) と,
- ii) つづく・vii)との立論とで, とどまるべきであった。
- ウ) なぜなら。この文言と叙述とによって, 以下の事柄を言いうるからである。
  - i) 「各人」の「排他自己帰属権」は, 「契約」によって, 「取得」される。
  - ii) にも拘らず, 「契約の履行」を「強要する」「力」が「存在しない」ゆえに生ずる・「契約」の「不履行」・「契約破棄」は,
  - iii) 「契約」によって「取得」された「排他自己帰属権」の・その「取得」を〈否定〉することである。
  - iv) 言い換えれば,
    - α) 上記の「力」が「存在」しないことから生ずる「契約の不履行」とは,
    - β) 「契約不履行」者が, 相手方当事者に,
    - γ) 「排他自己帰属権」を, 「取得」せしめ, すなわち, 自らは, 既に, 相手方の「排他自己帰属権」を, 〈保有していない〉にも拘らず,
    - δ) しかし, 〈同時に〉, 相手方の「排他自己帰属権」を〈保有しつづけ〉, すなわち, 相手方に, その「排他自己帰属権」を, 「取得」せしめない,
    - ε) という「矛盾」であり,
    - ζ)かかる「矛盾」であるゆえに, 「契約の不履行」は, 「不正ナモノ」であり, 「不正義」である, —— という〈論理〉が成立する。
    - d) ア) しかし, Lev・Eは, 上記・c), ウ) の〈論理〉をとらえることが, できなかった。
    - イ) けれども, 前掲につづいて, 卒然と, 以上の論旨は, スクホオラ派における・「正義」の「定義」からも, 「推断されうる」としていることに照らせば, —— その「定義」を〈分析〉してはいないにしても, —— 上記の〈論

---

27) Lev・E, p. 202

理〉を感知していたように、思われる。

すなわち、こう言われている。

「上記の事柄は、また、スクホオラ派にあっての・正義の・通常行われて  
いる定義からも、推断されうる。なぜなら、スクホオラ派の言うところでは、  
正義トハ、イカナル者ニモ、ソノ者ニ固有ノモノヲ、所有セシメヨウツル・  
ユルギナキ意志デアル (*Justice is the constant Will of giving to every man  
his own, [Lev · L jūstītia est vōluntās cōnstāns sūum cūique tribūendī.]*),  
からである」<sup>28)</sup>。

ウ) 上掲の「定義」を〈分析〉すれば。

i) 「ソノ者ニ固有ノモノ」とは、「排他自己帰属権」と〈同義〉であり,  
ii) それを「所有セシメヨウツル…意志」とは、「排他自己帰属権」を「取  
得」せしめるものである「契約」を「履行」しようとする「意志」に〈当る〉。  
iii) そして、この「所有セシメントスル…意志」が、「ユルギナキ」もので  
あるとは、——「形容詞」として用いられている「動詞」の「現在分詞」・‘cōn-  
stāns’ の「現在・不定法形」・‘cōnstāre’ は、この場合には「作用の強度」を  
意味する「前綴」・‘con’ と、「不動ニ起立シテイル」の語意をもつ「語幹」・  
‘stāre’ とから合成された語であり、したがって、原義は、「断ジテ消滅シナイ」  
であることに照して、——上記の・「契約」を「履行」せんとする「意志」が、  
〈消滅しない〉ことを、〈表わす〉。

エ) さて、 i) 「ソノ者ニ固有ノモノヲ、所有セシメントスル…意志」が、  
「ソノ者」を「契約」の相手方当事者として、「ソノ者ニ」「排他自己帰属権」  
を「取得」せしめんとする「意志」である場合には、

ii) その「契約」が交された後に〈経過した時間〉が、たとえ、いかに短  
くても、  
iii) 上記の「意志」を以てする「契約」によって、相手方当事者は、自ら

28) Lev · E, p. 202

に当の「排他自己帰属権」を、既に「取得」し、既に「所有」しているのである。

iv) そこで、上記の「意志」を抱いて「契約」を交した当事者が、事後に、その「意志」を〈消滅〉せしめ、すなわち、「契約」の〈内容〉の「不履行」に出ることは、

v) その当事者が、相手方に、「契約」の〈内容〉にたいする「排他自己帰属権」を「取得」せしめず、「所有」せしめないことである。

vi) ところで、前述とひとしく、このように、「契約」の相手方に、「排他自己帰属権」を、「取得」せしめ、「所有」せしめておきながら、にも拘らず、「取得」せしめず、「所有」せしめない、という《矛盾》が、「契約の不履行」が「不正義」であることの〈根拠〉であった。

vii) そして、それゆえにこそ、上記の「意志」が、〈消滅せず〉、「ユルギナキ意志」である時、かかる「意志」を「原動力」とする「契約の履行」が、あの《矛盾》を犯さぬことであり、すなわち、「正義」であるのである。

オ) こうして、前掲の・スクホオラ派による・「正義」の「定義」は、これを〈分析〉すれば、「不正義」の・いわば「定義」を〈前提〉としているものなのである。

カ) だが、Lev·Eは、 i) スクホオラ派の・「正義」の「定義」の中に、「契約の不履行」が「不正義」であることの〈根拠〉を、感知したものの、しかし、それを〈分析〉することができなかった。

ii) なればこそ、——この「定義」の提示に先行する・自らの論旨が、この「定義からも、推断される」と言いながら、しかし、両者の間の〈論理上の連関・脈絡〉を、示すことが不可能であったのであって、スクホオラ派の・「正義」の「定義」が、卒然と現われる理由は、そこにある。

キ) いな、そればかりか、爾後の論述もまた、「契約の不履行」が、「不正ナモノ」である、とする規定の〈根拠〉を示すことから、いよいよ離れていくのである。

e) すなわち, Lev · E は, 「第三パラグラフ」の・最後の部分を, つぎの叙述にあてている。

ア) i) 「それゆえ」, 「自身ノモノ」, (*Own*), (すなわち, 「排他自己帰属権」) が, 「存在しない」のであれば, 「不正義」も「存在しない」。

ii) そして, 「強制力が設立されなければ」, すなわち, 「カマン-ウェルス」が「存在しなければ」, 「排他自己帰属権」は「存在しない」。なぜなら, ('カマン-ウェルス' が「存在しない」・「自然のままの身の上」にあっては), 「万人が, 万事にたいする権利を持っているからである」。

iii) 「それゆえ」(上記 · i) と ii) とから), 「カマン-ウェルス」が「存在しない」のであれば, 「なにごとも」「不正なものでは, ない」。

イ) i) 「こうして」, 「正義の本性」は, 「効力を有する契約を遵守する」ところに, 「存する」。

ii) 「しかし」, 「契約が効力を有すること」は, 「人々に契約の遵守を強要するに足りる・政治権力の設立と同時にでなくては」, 「発生しない」。

iii) そして, 「排他自己帰属性が発生するのもまた」, 「その時に」である<sup>29)</sup>。

ウ) 上掲の叙述は, 要するに,

i) 「カマン-ウェルス」ないし「強制力」・「政治権力」が「設立」されることによってのみ,

ii) 「効力を有する契約」が, <成立し>,

iii) かつ, 「効力を有する契約」の——「強制力」を以ってする「強要」による——「遵守」,

iv) すなわち, 「正義」が, <成立し>,

v) 「排他自己帰属権」も, <成立する> ——  
とするものにすぎない。

29) Lev · E, pp. 202–203

f) ア) i) しかし、「第二パラグラフ」では、「不正ではないものが、…正しいものである」とされていた。

ii) ならば、Lev·Eとしては、第一に、「契約の不履行」が「不正義」であることの〈根拠〉を明示すべきであったし、

iii) その明示に基づいて、「契約」の「履行」が、「正義」であることの〈根拠〉を述べ、

iv) これによって、「契約」の「履行」を「命令」する「第三の法」が、「正義」を〈つくり出す〉ものとして、「正義」の「根源」・「起源」である、と規定する〈根拠〉を、記すべきであったのである。

v) なぜなら、しからざれば、〈いかにして〉——「正義の本性」は、「効力のある契約を遵守する」ところに、「存する」——という規定の〈根拠〉を、示しうるであろうか。

10) a) 前出・9) で、くりかえし見たとおり、Lev·Eは、

ア) i) 「人々を、自分たちが交した契約の履行へ、平等に、強要する力」は、「設立」された「カマン-ウェルス」のみが有するものであり、

ii) 「正義の本性」は、「効力のある契約を遵守する」ところに「存する」が、「契約が効力を有すること」、および、人々の「排他自己帰属権」が「発生する」のは、「人々に、契約の遵守を強要するに足りる・政治権力の設立と同時に」である、としていた。

イ) ところで、Lev·Eが、『第一部』・「第十七章」・「第十三パラグラフ」で述べていたのは、

i) その「カマン-ウェルス」・「政治権力」の「設立」は、

ii) もとより、未だこの「設立」なき「自然のままの身の上」において、

iii) 「各人」が「各人」と、それぞれが有している「万事にたいする権利」を、その「権利」の「全面的代行者」たる〈第三者〉に「委譲」・「移譲」する、という〈内容〉の「契約」を、交し合うことによってのみ、行われる、ということであった。

ウ) しかるに、既に知られているとおり、Lev·E・「第十五章」・「第三パラグラフ」の論述にしたがえば、

i) 上記の「契約」は、「自然のままの身の上」にあって交されるがゆえに、当事者には、「契約の不履行」にかんする「懸念」があり、

ii) その限りで、この「契約」は、「契約たりえない」のであるから、

iii) この「契約」が「契約」としての「効力を有する」に至るためには、

iv) 当事者を「契約の履行へ、平等に強制する力」が、「カマン-ウェルスの設立」によって「存在」しなくてはならない、とされていたのであった。

エ) とするならば、明らかに、ここで、論述は、

i) 「カマン-ウェルスの設立」のために交される「契約」が「効力を有する」ためには、

ii) とりもなおさず、「カマン-ウェルス」が「設立」されうるためには、

iii) その〈前提〉として、「カマン-ウェルス」が「設立」されているのでなければならない、という《循環》を犯していることになる。

オ) そして、この《循環》は、また、

i) 「契約」が「効力を有する」ことと

ii) 「カマン-ウェルス」の「設立」との・いすれが、

iii) 〈先行するか〉、についての《循環》でもある。

b) 上記の《循環》は、Lev·E が陥った・重大な〈論理上の誤謬〉である。

c) なお、Lev·L の論述と、前掲の・Lev·E のそれとの照合を付記すれば。ア) Lev·L・「第十五章。その他の・自然が定めている諸法について」は、

i) 「第一パラグラフ」において、Lev·E とひとしく、「第二の法」から「第三の法」が、「帰結する」とし、

ii) しかし、「第二パラグラフ」では、Lev·E の「自然が定めている・この法に、正義の根源と起源とが、存する」を、「この法に、正義の本性(*nātūra*)が、存する」と変更しているが、

iii) 「第三パラグラフ」の論述は、少しく簡潔なものとされているものの、論旨は、Lev·Eのそれと同一である。

11) a) 既に見たとおり<sup>30)</sup>、ア) DC·Lは、「第十五章」・「第二節」にあって、

i) なにらかの「協約」を交す者は、自らの「相手方」が「信義も遵奉しないし、また、信義が遵奉されなければならぬ、とも考え」ない者である場合には、「効果なきものと知りつつ、効果なき行為をする」者であり、

ii)かかる「行為」は、「理性に反している」(est cóntrā ratiōnem), としていた。

イ) これにたいし、Lev·Eは、「第四パラグラフ」から「第九パラグラフ」にわたり、Lev·Lは、「第八パラグラフ」までで、逆に、i)「約束」を「履行しない」という「行為」が、「理性に反している」(is against reason/est cóntrā ratiōnem), とする論述を、展開する。

ii) Lev·E, Lev·L自身は、おそらく、自覚していないであろうけれども、この論述の意味は、——丁度、「契約」を「履行しない」という「行為」は、「不正義」であり、それゆえ、「不正義」ではない「行為」、すなわち、「契約」を「履行する」ことは、——「正義」、ないしは、「正義」の「根源」・「起源」であるに、とどまらず、〈理性にかなっている〉(est ratiōnis [エスト・ラツィオーニス]), ——

iii) とりもなおさず、EoLが語っていたように、「自然が定めている・第三の法の力」とは、人間を「この法へ導いていく」、「理性の力にほかならない」——というところにあるもの、と解すべきである。

b) そこで、Lev·E, Lev·Lの論述は、まず、各「第四パラグラフ」で、「無知なる者」(The Foole/īnsípiēns [イーンスイピエーンス])の・言い分を、つぎのように語るところから、始まる。

30) cf. 本稿・本・III——A, 前出・7), a)

- i) 「正義なるものは、存在しない」。(Lev · E, Lev · L)。
- ii) なぜなら。「各人の・生命の保存と満足とは、各人自らの配慮に委されているのであるから」(Lev · E), 「個々人は、自分ひとりの・生命の保存に、配慮するものである」から (Lev · L),
- iii) したがって、「各人が、自分の・生命の保存と満足とに資する、と考えた事柄を、行うことを許されない、というような理由 (reason) は、存在しない」(Lev · E)。「個々人が、自分の・生命の保存に資する、と自分で考えた事柄であれば、なにごとであれ、それを行うのが、理性にかなっているのである (ratiōnis est)」(Lev · L)。
- iv) 「それゆえ、契約を、交すも、交さぬも、契約を遵守するも、しないも、それが、本人の利益に資する場合には (when), 理性にそむくものでは (against reason), なかつたのである」(Lev · E)。「とりもなおさず、契約を交すも、交さぬも、契約の内容を遵守するも、しないも、本人の意のままに (arbītriō sūō [アルビィトリオー・スウオー]), 行う (fāciunt [ファキウント]) ことが、理性にかなっている (ratiōnis est) のである。(Lev · L)。
- c) この・言い分にたいし, Lev · E, Lev · L は, かく評する。
  - ア) i) 「無知なる者」も、「契約」なるものの「存する」ことは、「否定しない」し、「契約」の「遵守」が「正義」と「呼ばれる」こと、「契約」の「破棄」が「不正義」と「呼ばれる」ことも、「否定しない」。
  - ii) ただ、「神にたいする畏怖を取り去れば」、「不正義」は、「過っことなき理性」(récta rátio) と「両立する」, と「断定している」のである。
    - イ) それゆえ、「無知なる者」は、まず、こう言うのである。
      - i) 「神の王国も、約束の違反によって獲得される」。
      - ii) そして、ついで、——してみれば、地上の「王国」が「人間から、不正な約束違反によって奪取されうるとしても、それが何であるというのか」。
      - iii) すなわち、「王国の奪取から、わが身にとつての・なにらかの・悪いものが帰結することがありえず、最高の・よいものが帰結する、という場合に、

この奪取が、過つことなき理性にそむくことなのであろうか」。

iv) 「理性にそむくものでないとすれば、いかにして、正義にそむくものであるのか」。

ウ) この言について、Lev·E, Lev·Lは、以下のように述べる。

i) かかる「推理から生じているのが、首尾よく成功を収めた犯罪が、ある種の人々からは、美德と見做されることもある、ということであり」、

ii) また、「少なくとも王国の奪取のためには、信義は破棄されるべし、ということである」。

エ) ついで、Lev·E, Lev·Lは、上掲の・「無知なる者」の言い分が、神話、イングランド法学者の見解に、「例証」を有することを、示す。

i) 「異教徒の信じたところによれば」、「サートゥルヌス (Saturnus/Saturn) は、その子・ユッピテル (Júppiter/Júpiter/Jupiter/Iovis [イオウィス]) によって、天から追放されたが、しかし、異教徒は、ユッピテルを、不正義にたいする復讐者と見做した」。

ii) 「これは、クウクの・リトルトウンについての注解の中の一箇条の法<sup>31)</sup>に、やや似ている。その法の中で、クウクは、言っている。王位の・正統相続者が、反逆罪のゆえを以って相続権を剥奪されても、にも拘らず、王位は、その相続者に継承され、ソノ時点デ、相続権剥奪は、効力を失う、と」(Lev·E)。「わが国の法学者の・ある人々もまた、統治相続者は、たとえ反逆者であっても、王の死去と同時に、統治を継承すべきである、と見做している」(Lev·L)。

オ) Lev·E, Lev·Lは、かかる「例証」が、「無知なる者」の言を、強めるに与って力がある、とする。

i) 「こうした諸例証から、人は、かく、過てる推論を下す傾きがまことに強いのである。すなわち、一国の王国の・疑う余地なき相続者が、その王

31) 本・脚注は、長文にわたるため、本稿・本・III——A, 17) の後に記した。

国の所有者を、それがたとえ自分の父であっても、殺害するような場合」、他人が、これを「不正義」と呼ぼうと、「その殺害は、断じて、理性にそむくものであることは、ありえない。なぜなら、人間の・意志に発する行為は、ことごとく、わが身の利益を目指すものであり、そして、自分の目的に最も資する・こうした行為が、最も理性にかなうものであるから、と」。

ii) また、「無知なる者は、言う。かかる類いの犯罪行為は、いかなる名称を以て呼ばれようと、理性にそむくものではない。その理由は、あらゆる人間の・意志に発する・あらゆる行為は、自然にしたがって、わが身にとつての・よいものをを目指すものであり、そして、わが身にとつての・よいものを最高の目的とする行為が、最高に理性にかなう行為である、というところにある、と」。

カ) そして、Lev·E, Lev·Lは、つぎのように語って、「第四パラグラフ」を閉じ、次・第五パラグラフでの論述に進むことになる。

「しかしながら、かかる推理は、それが、いかに尤もらしくとも、虚偽である」<sup>32)</sup>。

d) ア) さて、各・「第五パラグラフ」で、Lev·E, Lev·Lは、「無知なる者」の・上掲の「推理」が「虚偽」なることの〈立証〉を行い、その・言い分に〈反論〉するのであるが、

i) まず、「自然のままの身の上」にあっての・人々の「相互間の約束」は、「強制力が存在しない」ゆえに、「契約たりえない」から、「吟味は」この「約束にかんするものではない」、として、上記の「約束」を、論述の範囲外におく。

α) しかしながら、「自然のままの身の上」での「相互間の約束」が、上記の〈理由〉で「契約たりえない」のであれば、本稿で既に指摘したとおり、「強制力」すなわち「カマン-ウェルス」・「国家」は、「設立」されえないこと

32) Lev·E, pp. 203-204; Lev·L, pp. 112-113

になる。

β) また、「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」する「行為」は、「契約」であり、そして、その〈内容〉は、「死にたいする恐怖」という「情念」、とりもなおさず、「共同の平和」という・〈最高〉の・「よいもの」にたいする「欲求」という「情念」を「原動力」とし、「各人」が有する「万事にたいする権利」の「全面的代行権」を〈第三者〉に「委譲」する、という・「理性」の「力」に「導かれている」〈内容〉である点で、二重に、「理性にかなっている」ものである。

γ) したがって、上記の・「設立」の「行為」もまた、「理性にかなっている」のであって、Lev·E, Lev·Lの言う理由によって、論述の対象としないことは、爾後の・「無知なる者」の「推理」の「虚偽」を〈立証〉する〈前提〉を、欠落せしめるものである。

イ) だが、Lev·E, Lev·Lは、ここでは、それに気付かずに、論を進めて、 i) 「吟味の対象」は、「強制する力が存在する時、しかも、一方の当事者が、約束の内容を履行してしまっている場合に、約束の遵守を欠く者が」、はたして、「理性をそなえて(cum ratione [クウム・ラツィオーオネ])、——すなわち、自分自身にとっての・よいものに合致するように——、その遵守を欠いているのか、どうか」、である、とする。

ii) そして、 α) Lev·Eは、「吟味」の結果を、予め、「私は、それは、理性にそむいていものではない (it is not against reason), と断言する」と述べる。

β) けれども、爾後の立論からしても、また、Lev·Lが、「しかし、私は、かかる者の行いは、理性にそむいており、すなわち、わが身にとっての・よいものにたいする配慮を欠いている、と断言する」と語っているところからしても、Lev·Eの・上記傍線を付した‘not’の語は、誤植である。

ウ)さて、そこで、Lev·Eが、「理性にそむいていることを明示するために、私たちは、悟らなければならない」とし、また、Lev·Lが、「なぜなら」

と述べていく・上記・「断言」の〈根拠〉は、〈二つ〉である。

e) ア) i) Lev·E は、「第一に、悟らなければならぬのは、総じて人が、事をなす場合」、しかも、「その事とは、あらゆる事態が、予見され、計算され尽されても」、すなわち、〈確実に〉、「わが身そのものの破滅に帰するものである場合」、「いかに、当人が予想しえなかつた・なにらかの偶発事が発生して、事が、その人の利益に変ずるにしても」、「かかる突発事は、当の事を、理性にかなつて、行われたものであり、すなわち、わが身にとっての・よいものを配慮して賢明に、行われたものである、とすることはない、ということである」と述べ、

ii) Lev·L は、「なぜなら、第一に、国家の中で」、「総じて人が、事をなす場合」、「その事が、予見され、理性によって認知される限りで、当人自身そのものの破滅に帰する事である時に」、「いかに、なにらかの・予見されなかつた事柄が突発し、この突発事が、その事の結末を好転させるにしても」、「にも拘らず、その突発事は、予見されなかつたものであるがゆえに、その事は、わが身にとっての・よいものにたいする配慮を欠いて、行われてしまつたものである、と私は断言するからである」と言う。

イ) i) すなわち、Lev·E, Lev·L が、前掲の・「無知なる者」の「虚偽」を〈立証〉し、その言い分に〈反論〉する〈根拠〉・〈論理〉の「第一」は、

ii) α) 「契約」の〈内容〉の「履行」を「強制」する「力」を有する「力マン-ウェルス」・「国家」の〈内部〉にあって、「契約」の相手方当事者が、既に、「履行」を果たしている場合に、

β) なお、「履行」しない・他方の当事者にとり、自らが、上記の「強制力」によって「身の破滅」に陥ることは、「予見され」、「計算され尽され」、「理性によって認知される」事柄であり、

γ) この意味で、「契約の不履行」は、「理性にそむく」「行い」、とりもなおさず、「わが身にとっての・よいものにたいする配慮を欠く」「行為」であり、

iii) α) そして、かかる「行為」であることは、たとえ、その間に、「身の

破滅」に至るのを妨げ、ないしは、「契約の不履行」を、自らに「利益」を齎すものに「変ずる」「偶発事」が「突発」することによっては、〈否定〉されないのである。

β) なぜなら、その「偶発事」は、「理性」によって「予見」され・「認知」されたものでは、ないからである、——というところにある。

f) さて、つぎに、ア) Lev·Eは、同じ・「第五パラグラフ」で、「第二に」として、——これは、前掲のとおり、論述を、「強制力」が存在する場合の「契約」に限定したことに、〈相容れない〉のであるけれども、——しかし、「断言」の・「第二」の〈根拠〉を導出するために、アナロギアの手法を用いる関係で、かく〈設定〉せざるをえない、と考えて、つぎのように述べる。

イ) ところが、この論述こそ、既に本稿・本·III——A, 前出·3), f), ii), iii) に予示しておいたように、「自然が定めている・第三の法」を成立せしめる・〈真実〉の〈論拠〉を、——思わずも——、語り出しているものなのである。

ウ) すなわち、こう述べられている。

「悟らなければならぬのは、以下の事柄である」。——「戦争の身の上にあっては、各人の・ことごとくをひれふせさせる・共同の力が欠けているため、各人は、各人にとって、敵である」。——「この身の上では、同盟者からの援助によらずに (without the help of Confederates), 自分だけの体力、ないしは、知力によって、わが身を破滅から防衛する望みを抱きうる者は、一人としていない」。([原文には, ‘... there is no man [who] can hope ...’ と, ‘who’ の語が、脱落している])。「この場合、各人が同盟関係から期待するのは、他の・なんびとが期待するのと同一の防衛である」。「であるから、わが身に援助を与えてくれる同盟者を裏切ること (to deceive) が、理にかなっている ([原文には, ‘[in] reason’ の ‘in’ の語が、脱落])、と自分は考えていることを暴露する者は、自分ひとりの力から得られる以外の・安全をはかる手段を、期待できない、というのが、理にかなっていることなのである」。

g) そこで、上掲とのアナロギアによって、Lev·Eは、本論を、以下のように立論する。

ア) 「したがって、自分が交した契約を破棄する者、そして、その帰結として、自分は、理の当然のこととして (with reason)，契約を破棄することを許されている、と考えている、ということを暴露する者は、かかる者を受け容れる人々の落度 (the error) によってでなくては、人々が平和と防衛とを目的として融合する・いかなる仲間関係 (Society) にも、受け容れられることは、できないのであり、また、かかる者が、受け容れられ、仲間関係の中に留められる場合には、それは、人々が自分たちの落度が齎す危険を見抜かなかつたによる以外のものではないのである」。

イ) だが、「総じて人が、他人たちの落度を、わが身の保全の手段として当てにすることは、理性にしたがっては (reasonably)，不可能である」。

ウ) 「それゆえ、契約を破棄する者は、仲間関係から、引き離され、ないしは、追放されれば、その身は滅び、また、仲間関係の中で生きていけば、それは、他人の落度のお蔭であるが、他人の落度は、その者が、予見することができなかつたものでもあり、また、当てにすることができなかつたものでもある。そして、その帰結として、仲間関係の中で生きていくこともまた、その者の・生命の保存の根拠 (the reason) に反する (against) 事柄である。人々は、すべて、その者の身の破滅に手を貸しているわけではなく、自分たち自身にとっての・よいものとは、なにであるか、についての無知 (ignorance) からのみ、その者を見逃がしているにすぎないのである」。

h) Lev·Lは、Lev·Eの・上掲・f), g) を合して、簡潔に言う。「ところで、自然のままの身の上にあっては、各人が各人の敵であるから、同盟者 (sóciī [ソオキイー]) の軍事力 (ops [オプス]) によらずしては、なんとも、生命の安全を得ることはできない。だが、協約の遵守を欠くことが、理性にかなっている、と考えている人間を、ひとりひとりの防衛を目的に相互間の協約 (mūtua pācta [ムウートゥア・パクタ]) によって形づくられる

仲間関係 (socíetás [ソオキイエタース]) の中に入るのを、無知 (inscítia [イーンスキイーツィア]) によってでなくて、許すような者、ないしは、許して、そこに留まってもよいとするような者が、いったい、いるものであろうか。それゆえ、上記のように考えている人は、その仲間関係から放り出されて、身は必ず破滅するか、あるいは、放り出されないのは、他人の無知のお蔭であるほかはないか、であるが、いずれも、過つことなき理性にそむいている (cóntrā rēctam ratiōnem [コントラ・レエーエクタム・ラツィオーオネム]) 事柄である」<sup>33)</sup>。

12) a) さて、そこで、まず、Lev·E, Lev·Lの・これまでの論述に限つて、—— というのは、「無知なる者」の・他の・言い分についても、さらに、Lev·E, Lev·Lは〈反論〉をつづけていくからである——、その論旨を〈分析〉すれば。

ア) 「無知なる者」の・言い分は、—— i) 「各人」の「配慮」は、「自らの・生命の保存」に「資する」事柄に「向けられている」のであるから、

ii) 上記の・「資する」事柄を「行う」ことが、「理性にかなっている」のであって、

iii) それゆえ、「契約」・「協約」を、「交さないこと」、「遵守しない」ことも、

iv) そのことが、上記の・「資する」事柄である場合には、「理性にかなっている」、—— とりもなおきず、「理性にそむいているものではない」——のであり、

v) したがって、「契約」・「協約」を「遵守すること」としての「正義」なるものは、「存在しない」、—— というところにある。

イ) してみれば、i) この・言い分に〈反論〉し、上記の「推理」が「虚偽」であることを〈立証〉するためには、

ii) 「契約」・「協約」を「遵守しない」ことが、「各人」の「生命の保存」に「そむく」もの、「身の破滅」を招くもの、とりもなおきず、「理性にそむ

く」ものであること、

iii) そして、その「そむく」ものであることが、「理性」によって「予見」されている時に、「予見」されざる・「偶発」の事態によって、「生命の保存」に「そむく」ものでないことに〈逆転〉しても、それは、決して、「理性にそむく」ものであることが、「理性にかなっている」ものであることに〈逆転〉するのでは、ないこと、

iv) および、「契約」・「協約」を「遵守しない」ことによっても「生命の保存」が〈得られる〉にせよ、その〈得られる〉ことが、「他人」の「理性」の〈欠如〉たる「無知」に、〈依存〉するものであれば、「生命の保存」が〈得られる〉こともまた、「理性にそむいている」ものであること、——この〈論理〉を以って立論すれば足りる。

b) そして、Lev·E, Lev·Lによる・あの「推理」の「虚偽」の〈立証〉は、かかる〈論理〉にしたがったものである。

c) しかし、さらに立ち入って言えば、ア) 「無知なる者」の・言い分は、—— i) 「契約の不履行」が、「各人」の「生命の保存」に「資する」と「自分で考えた事柄であれば」、「各人」が「契約の不履行」を「行うこと」は、「理性にかなっている」、

ii) そして「理性にかなっている」「行い」が、「不正義」であることは、〈ありえない〉、

iii) したがって、(「契約の履行」としての)「正義というようなものは、存在しない」——というものであり、

イ) これにたいする・Lev·E, Lev·Lの〈反論〉は、

i) 「契約の不履行」は、α) 「平和と防衛とを目的に融合する」・「他の人々」の「仲間関係」から、「不履行」者を「追放」せしめ、すなわち、「生命の保存」を失わしめることにおいて、「不履行」者自らにとり、「理性にそむくもの」であるのみでなく、

β) また、「無知」ゆえの「落度」からであるとはいへ、「不履行」者を「仲

間関係」に「受け容れる」(receive)「他の人々」を「裏切る」(deceive), すなわち, 《背信》という「不正義」であるが,

ii) これに反し, 「契約の履行」は,  $\alpha$ ) 上記・i),  $\alpha$ ) の「仲間関係」を〈成立せしめる〉がゆえに, 「各人」の「生命の保存」に「資する」事柄であり, したがって, 「理性にかなっているもの」であると同時に,

$\beta$ ) 「仲間関係」の〈存立・持続〉に必須な「信義の遵奉」として, 「正義」である——というところにある。

d) ア) もとより, i) 立論にあたって, Lev·E, Lev·L が, 「第二」の〈根拠〉の本論を述べるに先んじて, アナロギアの手法にしたがい,

ii) 「自然のままの身の上」にあっての「同盟」について語ったのは,

イ) i) かかる「同盟」を成立させる・「自然の身の上」にあっての「相互間の約束」は, 「吟味」から除外する, とした〈限定〉にも, 〈背馳〉するし,

ii) 「約束」の「遵守」・「履行」を「強制する力」が存在しない・この「身の上」では, 「約束は, 契約／協約ではありえない」とした〈規定〉にも, 〈背反〉する論であるとはいえ,

iii) しかし, 「第二」の〈根拠〉の本論にあって, この「身の上」にある「人々が, 平和と防衛とを目的として融合する…仲間関係」が語られており,

iv) そして, 「同盟」もまた, 「同盟者」という〈部分〉においてではあるが, 上記の・「平和と防衛とを目的として融合する…仲間関係」であること,

ウ) すなわち, 「自然のままの・戦争の身の上」にあってすら, 「各人」にとって, 「平和と防衛とを目的」とする「仲間関係」が, 〈不可欠〉である, という論旨とのアナロギアによって語られた・「契約の履行」についての・「第二」の〈根拠〉の本論は,

エ) 本稿・次・13) に見るとおり, 「自然が定めている・第三の法」の・〈眞実〉の〈論拠〉を, 思わずも, 告げているものとして, 〈きわめて重要〉な《意味》を有しているのである。

13) すなわち, ここで, 探るべきは, Lev·E, Lev·L が, 「無知なる者」

の・言い分を想定して、その「虚偽」なることを〈立証〉した・上記の・「第二」の〈根拠〉がもつ《意味》である。

a) ア) 前出・12), c), イ) に述べたように、Lev·E, Lev·Lの〈反論〉の骨子は、――

「契約の履行」は、 i) 一つには、「平和と防衛とを目的に融合する」人々の「仲間関係」を〈成立せしめる〉ことによって、「各人」の「生命の保存」に「資する」事柄であり、したがって、「理性にかなっているもの」であるばかりでなく、しかも、同時に、

ii) 二つには、この「仲間関係」の〈存立・持続〉に不可欠な「信義の遵奉」として、「正義」である、――というところにあった。

イ) ところで、 i) 「各人」は、自らの「生命の保存」にたいして、〈必然に〉、「欲求」という「情念」を抱くものである。

ii) この「情念」は、「自然」が「人間」の内部に「つくり出した」もの・「人間の自然本性」の一つである、とされていた。

iii) それゆえ、「各人」が、自らの「生命の保存」にたいして「欲求」という「情念」を持つことは、「自然にしたがっている」という意味において、「理にかなっているもの」である。

ウ) i) さらに、「各人」は、自らの「生命の保存」に「資する」事柄にたいしても、「欲求」という「情念」を持つのであって、

ii) ここでもまた、上記・イ), iii) の事柄を、言いうる。

b) ところで、ア) i) 「自然のままの・戦争の身の上」にある「各人」にとり、自らの「生命の保存」に「資する」ものの〈第一に位する〉のは、

ii) 「平和と防衛とを目的」とする「仲間関係」が〈成立〉することであり、かつ、〈存続〉することであるのは、明らかである。

イ) i) してみれば、「各人」は、かかる「仲間関係」の〈成立〉と〈存続〉とにたいして、「欲求」という「情念」を抱かざるをえないのは、上記・ウ), i) のとおりであり、

ii) さらに、そのことは、前記・エ), iii); ウ), ii) の意味で、「理にかなっている」ものである。

c) さて、ア) i) この「理にかなっている」・「欲求」という「情念」が、  
<充足>せしめられるのに<不可欠>であるのは、

ii) 直接には、上記の「仲間関係」の<成立>と<存続>であることは、  
言うを俟たないが、

イ) しかし、問題は、その<成立>と<存続>とが、<いかにして可能であるか>、である。

d) ア) i) 「自然のままの・戦争の身の上」とは、「各人」が<分裂>している「身の上」であってみれば、

ii) 「仲間関係」の<成立>と<存続>とは、

イ) i) <分裂>していた「各人」が「融合」して「仲間」となる、という<内容>の「約束」・「契約」を<交す>ことと、

ii) その「約束」を「遵守」し、「契約」を「履行」することとを、

iii) <不可欠の条件>として初めて、<可能>であるほかはない。

e) そして、ア) i) 「各人」が、上記・d) の事柄を「推理」することは、「人間の自然本性」の・また一つである「理性」によるものであり、

ii) それゆえ、この「推理」に<したがう>こと、すなわち、上記・d), イ), i), ii) を「行う」ことが、「理性にかなっているもの」である。

イ) そして、既に知られているとおり、「理性にかなっているもの」のうちの「契約の履行」が、「正義」であるのであった。

ウ) 逆に、上記の「推理」に<したがわない>こと、とりもなおさず、前記・d), イ), i), ii) を<行わない>ことが、「理性にそむいているもの」であり、「不正義」であるのであった。

f) そして、上記のことは、——ア) 「自然」は、i) 自らが「つくり出した」・人間の「情念」と「理性」とを通じて、

ii) 「各人」の「生命の保存」すなわち「平和と防衛」とを「目的」とす

る「仲間関係」を〈成立〉・〈存続〉せしめるために、

iii) 「各人」に、「理性にかなっているもの」を「行う」こと、とりわけ、「契約の履行」としての「正義」を「行う」ことを、「命令」しているのであって、

イ) この「命令」が、「自然が定めている・第三の法」である、——ということである。

g) そして、上記・f) が、

ア) 既に、本稿・本・III——A・前出・3), f) に記したように「第十七章」・「第十三パラグラフ」で示されながら、その〈根拠〉が語られなかつた・二つの事柄、すなわち、i) 「カマン-ウェルス」・「国家」を「設立」する「契約」を、「各人が各人と」「交す」ことの〈根拠〉と、

ii) この「契約」を「履行」せしめるのが、「第三の法」であること自体の〈根拠〉とで、ある。

イ) なぜなら、「第十七章」・「第十三パラグラフ」で、その「設立」の「契約」が示された・「カマン-ウェルス」・「国家」は、上記・f) に見た・「平和と防衛とを目的」として人々が「融合」する「仲間関係」の・〈最も普遍的〉なものであるからである。

h) こうして、「無知なる者」の・言い分に〈反論〉し、この者の「推理」の「虚偽」を〈立証〉する・Lev·E·Lev·Lの・「第二」の立論の《意味》は、上記・g), ア), i), ii) に、あるのである。

14) さて、ところで、Lev·E, Lev·Lは、あの「無知なる者」が自らの・言い分の「例証」とした事柄についてもまた、前者は「第六パラグラフ」以下、後者は「第五パラグラフ」末尾以下で、〈反論〉を加える。

ア) まず、i) 「神の王国も、約束の違反によって獲得される」とする・言い分にたいしては、

Lev·Eは、「いかなる方法によろうとも、天国の・確かに・永遠の淨福を獲得できる、とする例証について言えば、これは、愚かしい例証である。考

えられうる方法は、一つしかなく、それは、契約を、破棄することではなく、遵守することである」<sup>34)</sup>、と述べ、

Lev・Lは、さらに簡潔に、「不正義によって天の王国が獲得される、とする捏造こそ、笑止である。なぜなら、天の王国は、ひとり正義(jūstitia [ユウースティツィア])によってのみ、獲得されうるからである」<sup>35)</sup>、と〈反論〉する。

ii) ここで、Lev・Eは、おそらく、『旧約』の「十戒」、すなわち「主・ヤハウエ」が「イスラエルの民」と「交した」「契約」を念頭において、「契約」は、「破棄」されてはならず、「遵守」されなければならない・その《法》が、「天国の…至福」を「獲得」する・〈唯一〉の「方法」である、としているもの、と思われる。

なぜなら。『旧約』の『出エジプト記』には、「第二十章」・「第一句」から「第十七句」にわたり、いわゆる「十戒」なる・「主なる神・ヤハウエ」の「言葉」が、示され、「第二十四章」・「第四句」には、「モーセ」がこの「主・ヤハウエ」の言葉の・すべてを、文字に書き記した」と語られ、これが、「契約の書」(τὸ βιβλίον τῆς διαθήκης [トオ・ビブリオン・テエーエス・ディアトヘエーケエース])と呼ばれている。(同章・「第七句」)。

そして、同章・「第三句」以下の記述は、つぎのとおりである。

「モーセ、民の前に現われ、民に、神の告げし・すべての言葉と、捷て(τὰ δικαιώματα [タア・ディカイオーマタ])とを、語り聞かせたりき。すべての民は、ことごとく、声を一にして、応えて言いけるは、我ら、主・ヤハウエの言いける言葉のすべてを(Πάντας τὸν λόγον [パアンタス・トウス・ロオグウス])、行わざんばあるべからず(ποιήσομεν [ポイエーソメン])、かつ、これに従わざんばあるべからず(ἀκονσόμεθα [アクウソオメトハア])」

33) Lev・E, pp. 204–205 ; Lev・L, pp. 113–114

34) Lev・E, p. 205

35) Lev・L, p. 114

と」（「第三句」—「第四句」）。さらに、「モーセ、…燔祭を祭壇に捧げしめ、救い (*σωτηρίον* [ソオーテーリイオン]) の供物として、神に、<sup>(こうし)</sup>犢の血の半ばをとりて鉢に移し、他の半ばを祭壇に捧ぐ。モーセ、契約の書を、民の耳に読み聞かせ知らしめ、しかして、民、我ら、主・ヤハウェの言いしことのことごとくを (*Πάντα* [パアンタ]), 行わざんばあるべからず (*ποιήσομεν*)、かつ、従わざんばあるべからず (*ἀκονσόμεθα*)、と言えり。モーセ、<sup>(こうし)</sup>犢の血をとりて、これを、民に振りかけ、しかして、言う。見よ、こは、契約 (*ἡ διαθήκη* [ヘエー・ディアトヘエーケエー]) の血にして、主・ヤハウェは、かの言葉の・すべてにつきて、この契約を、汝らと交したるなり (*ἡς διέθετο κύριος πρὸς ἡμᾶς* [ヘエーエス・ディエトヘエトオ・キュリオス・プロス・ヒュマニアス])、と」。（「第五句—第八句」)<sup>36)</sup>。

こうして、「主・ヤハウェ」の「語った」「掟て」としての「十戒」は、それが、「モーセ」を通じて「イスラエルの民」に‘逐一’すべて「語り聞か」され、「民の耳に読み聞かせ知らしめら」れたることによって、「主・ヤハウェ」が「イスラエルの民」と「交した契約」となったのである。

それゆえ、「民」が、「神の告げし・すべての言葉と掟て」、「主・ヤハウェの言いける言葉のすべて」を、「我ら、行わざんばあるべからず、かつ、これに従わざんばあるべからず」と言ったのは、上記の・「主・ヤハウェ」と「イスラエルの民」との間で「交された」「契約」の「履行」・「遵守」を、「民」が《法》（《なすべきこと》）としたものであり、Lev·Eは、この《法》を、「イスラエルの民」が「主・ヤハウェ」による「救い」にあずかる道と見做し、すなわち、「天国の…至福」の「獲得」の・〈唯一〉の「方法」と解した、と思われるからである。

これにたいし、Lev·Lは、‘*justitia*’を、「正義」の意とともに、『新約』における「義」（「正しさ」）の意味にも解し、かつ、おそらく、『テサロニケに

---

36) Lxx. (Ralfs) “ΕΞΟΔΟΣ.” pp. 126—127

ある信徒に宛てる・使徒・パウロの書簡。第二』の「第一章」・「第三句」—「第五句」に記されている・つぎの文言を、脳裡においているもの、と推測される。すなわち、

「…そは、汝らの信仰の、たくましく育ち、汝ら・すべての・一人ひとりの・互いにたいする愛の、深まれるによるものにして、かかるがゆえに、我は、汝らの蒙りたる・あらゆる迫害と、汝らの耐えたる苦難との中にて示されし・汝らの忍苦 (*ἡ ὑπομονὴ* [ヘエー・ヒュポモネエー]) と信仰 (*ἡ πίστις* [ヘエー・ピスティス]) とによりて、神の諸教会の間にて、汝らを誇りとしあればなり。この忍苦と信仰とは、汝らが、神の王国 (*ἡ βασιλεῖα τοῦ θεοῦ* [ヘエー・バシリレエイア・トゥーウ・トヘエゥーウ]) に値いするものとされておわんぬことにかかわる・神の行う裁きにありて、義 [正しき] (*ἡ δικαιία* [ヘエー・ディカアイア]) とさるる前兆なり。…」<sup>37)</sup>。

‘ὑπομονή’なる語は、『新約』にあっては、「忍苦」、「忍耐」、「頑強」、「不屈」の意、とくに、「労苦・苦難ニ耐エルコト」を表わすが (Bauer, Kol. 1673–1674)，この「名詞」は、「古典ギリシャ語」の「動詞」・‘ὑπομένειν’ ([ヒュポメネイン]). <‘ὑπο’+‘μένειν’>. ‘ὑπο’は、「持続」の意をももつ「前置詞」が、「前綴」として用いられているものであり、「語幹」の「動詞」・‘μένειν’は、「踏ミ留マル」、「逗留スル」、「持続スル」、「残存スル」の語意である) に由来し、「古典ギリシャ語」では、「後ニ残ルコト」、「耐エルコト」を、意味した。

それゆえ、Lev·Lは、この語の中に、「契約の履行」とは、「契約」に「踏ミ留マルコト」であり、「契約」の〈内容〉が「持続スルコト」・「残存スルコト」である、という意味を見込み、

かつ、『新約』で「信仰」を表わす「名詞」・‘πίστις’は、「古典ギリシャ語」

37) “Πρὸς Θεσσαλονίκεις Β'.” [“Epístola Beáti Pávlī apóstoli ad Thessalonicēnsēs sécvnda.”] 1, 3–5. NT. pp. 523–524

では、「信頼」、「誠実」、「保証」の語義をもつところから、この語を「信義の遵奉」と解して、

‘*ὑπομενή*’と‘*πίστις*’とは、「契約の履行」と「信義の遵奉」として、「義」＝「正義」であり、

この・二つの《法》こそが、それを守る者を「神の王国に値する」者たらしめる、としたのであろう。

イ) つぎに、「反乱による・至高権力ないし王国の獲得」の「例証」・「捏造」にたいし、

Lev·Eは、「明白であるのは、かかる事態が生ずるにしても、しかも、かかる事態が生ずることが予想される、ということは、理性にしたがう事柄ではありえず、逆の事態が予想される、ということの方が、理性にしたがうものであるから、…」<sup>38)</sup>、と反論する。

i) すなわち、「かかる事態が生ずる」とは、「反乱」(rebellion. [*<rebellārē<re+bellāre*]. [*béllum*＝「戦争」]。「戦争ヲ再開スルコト」)によって「至高権力」を「獲得」する「事態」が「生ずる」ことであり、それは、とりもなおきず、「各人が各人に敵対する戦争」という「自然のままの身の上」が〈再現〉し、「至高権力」は〈消滅〉する、という《矛盾》であって、

ii) それゆえ、「かかる事態が生ずることが予想される、ということ」は、上記の《矛盾》を「予想する」という理由で、「理性にしたがうもの」では、ありえないのである。

iii) これにひきかえ、「逆の事態」とは、当然、かかる《矛盾》が生じない「事態」である。

それは、かつて、Lev·E, Lev·Lの・各・『第二部』・「第十九章」。カマン-ウェルスノ・[相異ナル [Lev·E]] 種類ニツイテ、オヨビ、至高権力ノ継承ニツイテ」の・各・「第十八パラグラフ」で、「設立」による「カマン-ウェ

38) Lev·E, p. 205

ルス」・「国家」にあって、「至高権力保持者」が「一人」であり、すなわち「単独者統治制」(Monarchy/monárchia) の場合の「至高権力ノ継承」につき、「カマン-ウェルス」・「国家」が再び「各人が各人に敵対する戦争の状態」へ〈解体〉することなきように〈検討〉を経た「帰結」,—すなわち、「明白であるのは、単独者統治制が設立に基づくものであることによれば、なんぴとを継承者に決定するかは、必ず現在の・至高権力所持者の判断と意志とに、委ねられている、ということである」<sup>38.a)</sup> という「帰結」—にしたがって、「至高権力」が「継承者」に「獲得」される、という「事態」である。

iv) そして、かかる「逆の事態」が「生ずる」のは、「至高権力」の「継承」にかかわる諸「問題」の・「理性」による〈検討〉の「帰結」が実行されることであるから、この「事態が生ずる」と「予想することの方」が、「理性にしたがうものである」,—とされるのである。

(上記は、「設立」による「至高権力保持者」が、「集合体」ではなく、「一人」である場合にも、その「至高権力保持者」は、「服従者」が相互に「契約」を交して、自らに「共同の平和」の〈確保〉を《目的》に、「自然権」の「全面的代行権」を「委譲」した・その《目的》に適合するように、「判断と意志」とを以って、「継承者」を「決定する」〈義務〉と〈権限〉とを有しているのであり、かかる「決定」が行われるのが、「理性にしたがうもの」であることを、意味している)。

ウ) さらに、Lev·Eは、—「また、そのようにして至高権力を取得することにより、他の人々は、同じ仕方で同じものを取得することを、教わるのであるから、反乱により至高権力を獲得する・あの企ては、理性にそむくものである」<sup>39)</sup>、という《矛盾》即《反理性》を指摘する。

エ) 他方、Lev·Lは、「加えるに、王国は、反乱によって獲得されること

38·a) Lev·E, pp. 248–249; Lev·L, p. 148

39) Lev·E, p. 205

もある、とする捏造にしたがえば、やはり、以下のようにして、その王国は、過つことなき理性にそむいて獲得されたものたらざるをえないであろう」とした上で、「その理由とは」、として、二つを、挙げる。

i) 「理由」の第一は、「かくも忌まわしい事柄の成功は、当初から (ad initio. これは、ab initio ([アブ・イニイツィオー]) の誤植) あやふやである、というところにもあり」、とされるものである。

ii) 「…既に、当初から、あやふやである、…」とは、前出・イ), i) に、Lev·E の所論について述べた《矛盾》，再言すれば、「反乱」による・「至高権力」の「獲得」は、「至高権力」の〈消滅〉にほかならぬ、という《矛盾》を、意味するものに、ほかならない。

iii) ついで、「理由」の第二は、「また、獲得した者の前例に学んで、他の者たちが、その・獲得した者たち自身に刃向って、大それたことを仕出かす、というところにある」<sup>40)</sup>、と述べられる。

iv) 言うまでもなく、この「理由」は、「王国」の「獲得」が含んでいる《自己矛盾》を指すものであり、

かつ、Lev·E の所論について述べたとおり、かかる「獲得」は、「自然のままの身の上」において生ずるものにすぎないことを、示している。

15) さて、本稿では、これまで、「正義なるものは、存在しない」とする「無知なる者」の・言い分・「推論」と、その「虚偽」に〈反論〉する·Lev·E, Lev·L の立論とを、辿ってきた。

a) しかるに、Lev·E の「第八パラグラフ」, Lev·L の「第七パラグラフ」によれば、当時には、さらに進んで、「自然が定めている法」を、「地上における・人間の生命の保存に資する指針である」とは認めず、「死後の・永遠の淨福に到達するための指針である、とする人々」(Lev·E), ないしは、「現世の生命の保存に資する教え」が、「自然が定めている法」であることを、「否

---

40) 以上, Lev·L, p. 114

定し」、「永遠の生命の淨福に導く教え」こそ、「自然が定めている法である、とする人」(Lev・L) が、いた<sup>41)</sup>。

b)かかる人々の存在を、Lev・E, Lev・L が問題とするのは、

Lev・E 「こうした人々は、契約の破棄が、死後の・永遠の淨福に資するとのありうるものである、と考え、その帰結として、契約の破棄は、正しく・かつ・理性にかなっている、と考えているのである。(自分たち自身の同意によって自分たちの頭上に設立された至高権力を、殺害し、ないしは、廃位し、ないしは、これにたいして反乱を起こすことが、淨福に値する業の一つである、と考えている人々が、これである)」<sup>42)</sup>, という理由に、また、

Lev・L 「こうした人々は、協約違反が、時として、永遠の生命の淨福に資するものであり、かかる違反は、それゆえ、正しい、と確言する。しかも、これらの人々は、信仰を理由に、自らが設立した王を、戦争を以て排除し、廃位し、殺害することが、敬神の業である、と確言する人々なのである」<sup>43)</sup>, —— という理由に、基づくものである。

c) ア) 「自分たち」が「設立」した「至高権力保持者」にたいする・上記の・種々の形態における〈抵抗〉とは、相共にこの「設立」の「契約」を「交した」・他の「各人」にたいする・「自分たち」による「契約の破棄」・「協約違反」にはかならない。

イ) それゆえ、かかる「契約の破棄」が、「正しい」ものでは、ありえない、ということを〈立証〉すれば、上記の・〈抵抗〉の是認は、〈成立しえない〉ことになる。

ウ) しかるに、上掲の場合には、その〈立証〉は、「自然が定めている法」は、「死後の・永遠の淨福に到達するための指針」であり「永遠の生命の淨福

41) Lev・E, p. 205 ; Lev・L, p. 114

42) Lev・E, p. 205

43) Lev・L, p. 114

に導く教え」である、とする論を〈反駁〉することによって、行われうるのである。

エ) i) ところで、「自然が定めている法」とは、また、「理性に基づく命令・法」であるのであった。

ii) それゆえ、〈反駁〉は、「死後の」「永遠の淨福」・「永遠の生命の淨福」は、「理性」によって〈知られうる〉か、否か——、から、始まる。

d) まず。Lev·E 「死後の・人間の身の上についての・自然〔が与えた「理性〕」に基づく知識 (naturall knowledge) は、存在しない。…まして、信義の破棄によって、死後に与えられるはずの報償〔淨福〕についての・自然に基づく知識は、存在しない」<sup>44)</sup>。

Lev·L 「死後の・人間の身の上についての知 (sciéntia [スキエンツィア]) は、なに一つ存在しないのであって、…」<sup>45)</sup>。

ア) i) すなわち、「死後の」「淨福」なるものについても、

ii) また、それが、「契約違反」・「信義の破棄」によって得られることについても、

iii) 「理性」による「知」は、〈存在しえない〉のである。

イ) ということは、——「自然が定めている法」・「理性に基づく法」は、あの「淨福」についての「指針」・「教え」である、——とする所論が〈成立する〉余地は、〈存在しえない〉ことである。

ウ) だが、——Lev·E, Lev·Lは、この点を論じないが——、i) 「自然に基づく知」は存在しえないにせよ、「こうした人々」は、「自然」が「人間の自然本性」として与えた「理性」の「力」によってではなく、「超自然な仕方によって」、「死後の」「淨福」・「永遠の生命の淨福」を、〈知っている〉、という可能性は、存在しうる。

44) Lev·E, p. 206

45) Lev·L, p. 114

ii) けれども、「こうした人々」は、それを〈知っている〉にせよ、〈知っている〉のが、「超自然の仕方によって」であるゆえに、

iii) 「こうした人々」〈以外の人々〉（「自然に基づく知識」のみを持ちうる人々）は、——「こうした人々」が〈知っている〉・その「淨福」を、〈知ることは、できない〉。

iv) それゆえ、「こうした人々」が持つ・「超自然な仕方」による・かの「淨福」についての「知」は、実は、その人々のみが抱く「信念」であるに、とどまる。

v) だが、自らのみが持つ・「信念」としての「淨福」が、「知」たりえないことは、明らかである。

e)さて、

ア) i) たとえ、あの「淨福」が、「超自然の仕方によって」〈知られる〉としても、上記・d), ウ) のゆえに、「こうした人々」が「超自然の仕方によって」〈知っている〉ことは、〈他の人々〉には〈知られえない〉のであるから、

ii) 〈他の人々〉としては、ただ、——「こうした人々」は、「超自然の仕方によって、知っている」「人々がいる」、という・〈第三者〉が口にする噂にしたがって、〈知っている〉・「信念」を抱いているにすぎない——と〈憶測〉するほかはないのである。

イ) この意味をこめて、Lev・Eは、「死後の」「淨福」とは、「かかる淨福を、超自然の仕方で知っている人々がいる、という・第三者の噂に基づいて」、「こうした人々」が抱く「信念であるにすぎない」<sup>46)</sup>、と言い、

しかし、Lev・Lは、前出・脚注・45) を付した叙述につづいて、たんに「…、存在するのは、ただ、ある種の人々によって抱かれている信念 (fidēs [フィデース]) のみであり、…」<sup>47)</sup>、とするのである。

46) Lev・E, p. 206

47) Lev・L, p. 114

f) ア) しかし、「かかる淨福を、超自然の仕方で知っている人々がいる」という・第三者の噂」という時の「第三者」とは、〈おびただしい数〉にのぼりうるものであり、したがって、「噂」とは、上記の「知っている人々」を「知っている」ことについての・〈おびただしい数〉にのぼる「第三者」の間を流れる〈伝聞〉にすぎなくなることが、通常である。

果たして、Lev·Eも、こう述べる。「ないしは、かかる淨福を、超自然の仕方で知っている人々を、知っているところの人々を、知っているところの人々がいる、という・第三者の噂に基づく信念であるにすぎない」<sup>48)</sup>。

イ) Lev·Lもまた、前掲のように、「ただ、ある種の人々によって抱かれている信念のみであり」、としたのにつづいて、「これらの人々が確信するのは、自分は、かかる淨福を超自然の仕方で知っている、ということであり、否、自分は、超自然の仕方でかかる淨福を知っている人々から、聞いた、ということであり、こうして、信念は、人から人へと溯っていくことによって、抱かれるのである」<sup>49)</sup>、と記している。

ウ) こうして、i) 「死後の」「淨福」とは、〈おびただしい数〉にのぼる人の間で、留まるところなく「溯っていく」「噂」・〈伝聞〉に基づく「信念」であり、

ii) すなわち、なら、「理性」に基づくものでは、ありえない。

エ) してみれば、かかる「死後の」「淨福」に「資する」とされる「信義の破棄」もまた、「理性」に基づく「指針」・「教え」でありうるはずは、ない。それゆえ、

Lev·E「…であるから、信義の破棄が、理性の命令、ないしは、自然の命令、と呼ばれることは、できない」<sup>50)</sup>、と言われるのである。

48) Lev·E, p. 206

49) Lev·L, p. 114

50) Lev·E, p. 206

オ) こうして、Lev·Eは、「死後の」「浄福」に「到達するための指針」が「自然の定めている法」である、とする「人々」の見解にたいしては、〈反駁〉したのである。

g) しかし、Lev·Lによる〈反駁〉は、Lev·Eによるそれを超えて、さらに進む。

ア) 「あの人々の見解にしたがえば、協約違反とは、自然にしたがう法にたいする違反ではなくて、超自然の法にたいする違反である。しかるに、私たちは、聖書以外には、超自然の法を、なに一つ、持っていないのである」<sup>51)</sup>。

i) すなわち、「あの人々」は、「永遠の生命の浄福に到達するための指針」こそが、「自然の定めている法」であるとするのであるから、

ii) 「協約違反」をして、〈協約は、遵守されなければならぬ〉という「自然が定めている法」ないし「理性に基づく法」にたいする「違反」と、見做すことは、ない。

イ) i) ならば、「協約違反」は、〈いかなる〉「法」にたいする「違反」である、のか。

ii) 「あの人々」にとっては、「永遠の生命の浄福」が、「超自然の以方で」〈知られうる〉のみである以上、

iii) その「浄福」に「資する」ものが、「協約違反」であるということもまた、「超自然の仕方で」〈知られうる〉ほかはない。

iv) とすれば、「協約違反」は、もはや、「自然」によって与えられた「理性」を〈超えた〉・「超自然の法」にたいする「違反」以外のものでは、ないのである。

ウ) i) しかるに、「人間」にとり「超自然の法」とは、「聖書」のみであるから、

ii) 「超自然の法」にたいする「違反」たる「協約違反」は、「聖書」にた

51) Lev·L, p. 114

いする「違反」である。

h) そして、ついで、Lev·Lは、言う。「しかるに、聖書は、王にたいし服従を順守することと、協約を遵守することとを、至るところで、教えているのである」<sup>52)</sup>。

ア) i) とすれば、「聖書」にたいする「違反」は、「聖書」の・上掲・〈二つ〉の「教え」にたいする「違反」である。

ii) 「の人々」にしたがえば、「協約」を「遵守」しないことが、「王」にたいする〈不服従〉を結果しつつ、「永遠の生命の淨福に資する」ものであった。

iii) とするならば、「聖書」の・この〈二つ〉の「教え」にたいする「違反」が、「淨福」に到達することを〈不可能〉にするものであることは、明らかである。

イ) それゆえ、「協約違反」が、かかる「淨福に資する」ことは、〈決してありえない〉のである。

ウ) こうして、Lev·Lの論述は、「の人々」の見解の・すべて、——「自然が定めている法」とは、「永遠の生命の淨福に導く教え」のことであり、「協約違反は、時として、かかる淨福に資するもの」であり、「自らの設立した王を、戦争を以て排除し、廃位し、殺害することが、敬神の業」である、——を〈反駁〉したのである。

16) Lev·E, Lev·Lが、最後に、(前者は、「第九パラグラフ」で、後者は、「第八パラグラフ」で) 提起する問題は、——「異端の徒」、および、自らが交した「契約」・「協約」を「履行」する〈意図を有しない〉徒を、「自然が定めている法」たる「信義の遵奉」から、「除外」する、とする論が、正当であるか、否か、——である。すなわち、

Lev·E 「また別の人々は、信義の遵奉を、自然が定めている法の一つと認

---

52) Lev·L, p. 114

めるが、にも拘らず、例えば、異端の徒、他人にたいして自らが交した契約を履行しないのを常とする徒のような・ある種の者たちを、除外する。しかし、この除外もまた、理性にそむくものである(against reason)。なぜなら、総じて人の欠陥(fault)が、交された・自分たちの間の契約の履行責任を免除するのに足りるものであるならば、同じ欠陥が、契約を交すのを妨げてしまうのに足りるものであるべきが、理にかなっている(in reason)からである」<sup>53)</sup>。

また、Lev·Lは、「異端の徒」のみに限定して、同一の所論を記している<sup>54)</sup>。

- a) この立論は、言うまでもなく、
- ア) 「契約の履行」の「意志」を、いかにしても有しない、という「欠陥」(fault/vítium [ヴィツィウム])のある者には、——それが、「異端の徒」であれ、しからざる徒であれ、——「契約の履行」を内容とする「自然が定めている法」の〈適用〉は、「例外」として「免除」される、とする説にたいして、
  - イ) i) およそ、人は、かかる徒とは、「契約を交す」ことを〈しない〉のが、「理にかなっている」のであるから、
  - ii) 上記の・〈適用〉の「免除」の説は、「理性にそむいている」、として、
  - ウ) 上掲の「法」の〈拘束力〉は、〈普遍〉である、とするものである。
- b) 確かに、ア) i) 「契約」は「約定」の一種であり、「約定」が「交される」のは、当事者の双方が「見返りの利益」を、「念頭におく」、すなわち「欲求」し「意志」するがゆえにこそ、行われるのであり、
  - ii) したがって、「契約の不履行」は、「履行」によって得らるべき「見返りの利益」よりも、「不履行」によって生ずる「利益」が〈より大〉である、とする・当事者の〈判断〉に起因する・「不履行」の「意志」から、発する。
  - iii) それゆえ、いかにしても、「履行」の「意志」を有しない、という「欠

53) Lev·E, p. 206

54) Lev·L, p. 114

陥」は、もともと、「見返りの利益」にたいする「意志」の〈欠如〉にほかない。

iv) とすれば、かかる「欠陥」を持つ徒が、「契約」を「交す」ことは、〈生じえない〉はずである。

v) すなわち、かかる徒は、「第三の法」の〈適用〉を、「例外」として「免除」される〈のではなく〉、

vi) そもそも、「契約」を「交す」ことなきゆえに、「第三の法」に、〈なんらの関りも、もたない〉、と論ずるのが、「理にかなっている」のである。

vii) それゆえ、この「法」は、やはり、〈普遍〉の〈拘束力〉を有するのである。

c) Lev·E, Lev·Lは、上記・b) の〈根拠〉を詳言すべきであったのである。

17) さて、ここで、再び、EoLに戻れば。

a) 本稿・本・III——A, 前出・5) の論述につづく・『第一部』・「第十六章」・「第三節」は、下記の所論にあてられている。

「第三節。あらゆる契約違反にあって、(損失 (the damage) は、たとえいかなる者に生ずるにせよ), 権利侵害 (the injury) は、もっぱら (only); 当の契約が交された相手方にのみ、加えられる」。——例えば、ある人が、自分の主人に服従する、と契約し、主人が、その下僕に、第三者に、金銭を渡すように命じ、その下僕が、渡す、と約束しながら、しかし、渡さない場合、「渡さないことは、第三者の損失であるけれども」、「しかし、権利侵害は、もっぱら主人にたいして加えられた」のである。——その理由は、つぎのところにある。下僕は、「なんらの契約も交されなかった相手方たる・その第三者との契約に違反することは、ありえない」。それゆえ、下僕は、第三者に権利侵害を加えてはいないからである。「なぜなら、権利侵害は、その定義により、契約違反の中に存するからである」<sup>55)</sup>。

---

55) EoL, pp. 82–83

b) ア) この立論は、〈失当〉である。

なぜなら。 i) およそ、「契約」は、「見返りの利益」を「念頭においている」ものであり、したがって、

ii) 「契約違反」による「権利侵害」には、〈必ず〉、「損害」が伴う。

iii) 上掲の事例にあって、いったい、「主人」は、〈いかなる〉「損害」を蒙っているというであるか。

iv) 「主人」が「損害」を蒙らぬ以上、「権利侵害は、もっぱら主人にたいして加えられた」とは、〈立論しえない〉のである。

イ) しかし、また、i) 上掲の場合、「第三者」が「損害」を蒙る、ということは、「主人」と当該「第三者」との間に、〈代金支払〉を伴う・なにらかの「契約」が「交されている」か、ないしは、「主人」が「第三者」に、例えば、「金銭」の「贈与」の「約束」なり、それに類する「約束」を、行っていることを、〈前提〉しているものにほかならない。

ii) なぜなら、こうした「契約」・「約束」が行われ、「第三者」がその「契約」・「約束」の「履行」を〈期待〉しているにも拘らず、「下僕」によって「不履行」が生ずる時、その「不履行」が、「第三者」の「損失」となるのであるからである。

iii) すなわち、この場合、そもそも、「損失」は、「契約」・「約束」の「履行」にたいする〈期待〉があるからこそ、「不履行」によって「生ずる」ものなのである。

したがって、「損失」とは、「契約」・「約束」の「不履行」による・「権利」の〈被侵害〉以外のなにものでも、ない。

iv) それゆえ、「第三者」の蒙った「損失」を、「権利侵害」ではない、と両者の間を〈区別〉することは、できないのである。

ウ) また、i) 上述のとおり、「主人」と「第三者」との間に「契約」・「約束」が「交されている」としなければならない以上、

ii) 「下僕」が、「第三者」に、当の「金銭」を「渡さな」かった、したがつ

て、「第三者」に「損失」が「生じ」た、ということは、「下僕」が、「主人」と「第三者」との間で交された「契約」・「約束」の・「主人」による「履行」を、〈妨害〉したことであり、

iii) その〈妨害〉は、「下僕」が、「主人」に「契約」・「約束」の「不履行」としての「不正義」を犯さしめた、という「不正義」を犯したことであって、その意味では、「下僕」は、「主人」に「権利侵害」を加えたのであるからである。

- c) 要するに、ア) EoL の論述の〈失当〉は、
  - i) 「契約の不履行」を、直ちに、相手方への「権利侵害」、とし、
  - ii) 「損失」を伴わぬ「権利侵害」は、〈存在しえない〉ことと、
  - iii) 「損失」とは、「権利侵害」であることとに、〈想到せず〉、
  - iv) 「第三者」にたいして「損失」が「生ずる」のは、〈いかにしてか〉を、〈考慮することなく〉、
  - v) 「下僕」の「不作為」、ないし、「主人」からの「命令」にたいする「違反」、「契約違反」は、〈いかなる意味〉をもつのか、を〈吟味しなかった〉ために、

イ) 「下僕」の「不作為」が、「主人」にたいする「権利侵害」ではなく、しかし、また、である、という〈両義性〉に陥っているところに、ある。

d) ア) DC・L もまた、「第三章」・「第四節」で、  
 「第四節。上述〔第三節〕から帰結するのは、権利侵害(\*)は、協約が交された相手方、ないしは、贈与によってなにものかが与えられた相手、あるいは、協約ニヨリある事柄が約束された相手にたいして、でなければ、なんぴとも(\*), 生じえない、ということである。この理由によって、損失(*dámnūm* [ダムヌウム]) ト権利侵害 (*iniūria* [インユウーリア]) トハ、きわめてしばしば、区別されるのである」、と述べるのにつづいて、EoL とひとしく、「主人」と「下僕」との例を挙げ、「金銭」の「支払」のほかに、「利便」の「供与」を加え、「下僕は、命令を行わなければ、言うまでもなく、第三者にたい

しては損失を加え、他方、主人にたいしてのみ権利侵害を加えているのである」<sup>56)</sup>、としている。

イ) しかし、以上の論述については、EoLのそれについて指摘した・〈失当〉の諸点を、くりかえすほかはない。

ウ) ところが、DC・Lには、EoLには見られなかった・つぎの叙述が、加えられている。

「国家内にあってもまた、同ようであって、総じて人が、なんらの協約も交していない人に加害した場合は、加害者は、自分が害を加えた人には損失を与えており、権利侵害ハ、国家全体の権力を所持している・その者にたいしてのみ、これを加えているのである」<sup>57)</sup>。

i) しかしながら、「権利侵害」は、「至高権力保持者」にたいして「のみ、加えられる」という所論は、当の「加害者」たる〈市民〉が、「至高権力保持者」を相手方当事者として、〈同僚市民〉に「加害」しない、という〈内容〉の「契約」を「交している」ことを、〈前提〉としているものである。

ii) けれども、DC・Lの・これまでの論述の中には、——とりわけ、「自然が定めている・第二の法」の規定の中には、——かかる「契約」についての論及は、〈皆無〉であったし、

iii) EoL、および、Lev・E、Lev・Lに照らせば、〈市民〉が「至高権力保持者」と「契約」を「交す」、という所論が、構想されうるはずもなく、

iv) 「契約」は、「市民」となるに至る「各人」が「各人」と「交す」ものに、限定されるのである。

v) それゆえ、——「権利侵害」は、「至高権力保持者」にたいしてのみ、加えられる、——とする論は、〈成立しえない〉のである。

e) いな、さらに、これまでに見た・EoL、DC・Lの立論にたいして、以

56) DC・LW, p. 109 ; DC・LO, p. 183

57) DC・LW, p. 109 ; DC・LO, pp. 183-184

下のように、言うことができる。

- ア) まず、前掲のように、 i) 「第三者」には「損害」が「生ずる」が、  
ii) しかし、「下僕」は、「第三者」と「契約」を「交している」のではな  
いのであるから、  
iii) 「下僕」は、「第三者」にたいして、——「損害」は加えているが、——  
しかし、「権利侵害」を加えているのではない、という立論は、  
iv) 「第三者」は、「下僕」によって「侵害」されることのある「権利」を、  
なにら、有してはいない状態にあることを、語っているものである。
- イ) i) すなわち、「第三者」は、「下僕」との関係では、〈無権利〉なので  
ある。  
ii) であるとすれば、「下僕」としては、「第三者」にたいして、「権利侵害」  
を行わないように、自らの〈行動〉を〈抑制〉する拘束は、これまた、なに  
ら、受けていないことになる。
- ウ) ということは、 i) 「下僕」と「第三者」とは、相互にたいして共に  
「自由」の状態にあることであり、  
ii) したがって、「第三者」が「損失」を蒙ったのは、「下僕」にたいする・  
自らの〈油断〉・〈無警戒〉による以外のものでは、ないのである。
- エ) i) 以上の事柄は、「下僕」と「第三者」との場合に限定されるもので  
はない、  
ii) 一般に、「人」が、「契約」・「協約」を「交していない」「他人」にたい  
する「加害者」となる場合に、妥当するものである。
- オ) それゆえ、DC・Lは、前掲（前出・d）、ウ)) につづいて、こう述べ  
る。

「というのは、損失 (damnum) を蒙った側の人が、権利侵害 (iniuria)  
で告訴したにしても、加害者は、つぎのように言うことができるからである。  
君が、私になんの関係があるというのか。君が、私の意志によって、ではな  
く、君の意志によって、行動するのを、私が妨害することは、もとより、あ

りはしない。その場合に、私が、私の欲望に先んじて君の欲望によって、行動するなどということがあるだろう、と」<sup>58)</sup>。

i) すなわち、「加害者」と〈被害者〉とは、「協約を交していない」以上、相互に共に「自由」である。

ii) α) さすれば、「加害者」としては、〈被害者〉が、自らの「意志」によって「行動」するのを、「妨害」することは、「もとより、ありはしない」のであり、すなわち、〈被害者〉は「自由」であるし、

β) 「加害者」もまた、〈被害者〉に「妨害」を加えていない以上、〈被害者〉の「欲望」を自らの「欲望」に〈優先〉させ、すなわち、〈被害者〉の「行動」に〈譲歩〉して、自らの「行動」を〈抑制〉する理由は、存在しないのであり、とりもなおさず、「自由」であるのである。

iii) こうして、相互に共に「自由」である場合、「加害者」が、「権利侵害」のゆえを以て「告訴」される〈根拠〉は、〈存在しない〉のである。――

カ) それゆえ、DC・Lの論述は、つぎのようにして閉じられることになる。

「なんらの協約モ介入しなかった場合の・かかる弁論の中に、反論されうる論旨を、なに一つ、私は、見出さないのである」<sup>59)</sup>。

キ) しかしながら、上掲の・DC・Lの論述自体が、「反論」されうるものである。

i) なぜなら。DC・Lにすれば、「国家内にあって」、「権利侵害」を蒙るのは、「もっぱら」、「国家」の「至高権力保持者」であって、

ii) 〈同僚市民〉は、「損失」のみを、蒙るのであり、「権利侵害」は、これを受けない、とされているのであった。

iii) してみれば、〈被害者〉たる〈同僚市民〉が、「加害者」を、「権利侵害」のゆえを以て、「告訴」することは、DC・L自身の論述によれば、〈ありえな

58) DC・LW, p. 109 ; DC・LO, p. 184

59) DC・LW, p. 109 ; DC・LO, p. 184

い〉ことになるが、

iv) しかし、「告訴」は、当然、「損失」を蒙った〈被害者〉たる〈同僚市民〉によって、行われるはずであるからである。

v) そして、「至高権力保持者」は、ただ、「国家法」にしたがって、「告訴」された「加害者」につき「審理」・「裁判」を行い、有罪の根拠あれば、これを「処罰」するにとどまる存在である。

キ) DC・L の論述は、上記のような「反論」を、免れることはできない。

f) ところで、前掲・d) に引用した・DC・L の叙述のうちに見える・アステリクを付された文言・「権利侵害は、…なんぴとにも、…」についての注は、下記のとおりである。

「権利侵害は、なんぴとにも、云々】不正義 (*Injūstītia*) トイウ名辞ハ、法トノ関リヲ表示シ、権利侵害 (*Injūria*) トイウ名辞ハ、法トノ関リヲモ、マタ、人格トノ関リヲモ、表示スル。ナゼナラ。不正ナ事柄 (*Injūstum*) ハ、万人ニトッテ、不正ナ事柄デアリ、シカルニ、権利侵害ハ、私ニ、ナイシハ、アノ人ニ、加エラレコトガナクテモ、他ノ人ニ、加エラレルコトガアリウルカラ、デアリ、マタ、私人ノ・ナンピトニモ、全ク、加エラレルコトガナク、モッパラ、国家ニ、加エラレルコトガアリウルカラ、デアリ、サラニ、イカナル人間ニモ、イカナル国家ニモ、加エラレルコトガナク、ヒトリ、神ノミニ、加エラレル<sup>60)</sup> コトガアリウルカラ、デアル。ナゼナラ、協約ニヨッテ、スナワチ、権利ノ移譲ニヨッテ、生ジテクル論ハ、権利侵害ガ、協約当事者ノ一方ニ、ナイシハ、他方ニ生ズル、トイウ論デアルカラデアル。ソレユエ、(アラユル国家ニオイテ生ズルノヲ、私タチガ目ニスル事柄デアルガ)、私人ガ、語ナイシ文書デ約定ヲ交ス事柄ハ、履行ノ責任ヲ負ウテイル当事者ノ意向 (*arbitrium* [アルビィトゥリュウム]) ニヨッテ、成就サレ、ナイシハ、放棄サレルノデアリ、他方、国家ノ法ニ背イテ惹キ起コサレル損失、例エバ、

60) これは、「神」にたいする「誓約」を前提している文言である。

窃盗、殺人、オヨビ、コレニ類スルモノハ、当ノ損失ガ加エラレル人ノ意志 (*vōlūntās* [ウォルウンタース])ニ基<sup>。</sup>イテデハナク、国家ノ意向 (*arbitrium cīvitātis*) ニヨリ、スナワチ、制定サレタ法 (*lēgēs cōnstitūtae* [レエーゲエス・コーンスティトゥータエ])ニ則<sup>。</sup>ッテ、処罰サレルノデアル。コウシテ、約定当事者ノ一方ニタイスル権利侵害ハ、ソノ当事者ヘノ・権利ノ移譲ノ後ニデナクテハ、存在シエナイノデアル」<sup>61)</sup>。

ア) i) 上掲の注が付された本文では、「損失」は、「権利侵害」に〈付隨〉しながら、しかし、「権利侵害」から「区別」されるもの、とされていたが、

ii) この注では、「損失」は、「市民」間に生じうる「窃盗、殺人、オヨビ、コレニ類スルモノ」に、変更されている。

iii) 本文では、「権利侵害」は、契約当事者間にのみ、生ずるものであり、「第三者」に生ずるのは、「損失」にほかならぬ、とされていたのであるから、

iv) 本文に言われる「損失」とは〈異なる〉性格の「損失」について論ずる注が付せられた理由が、なにであるのか、〈不可解〉である。

イ) また、i) 「窃盗、殺人」等が、「制定サレタ法ニ則<sup>。</sup>ッテ、処罰サレル」以上、

ii) 「約定の不履行」による「権利侵害」もまた、「制定サレタ法ニ則<sup>。</sup>ッテ、処罰サレル」べきである。

iii) なぜなら、「権利侵害」は、「特定ノ人格ニ関リヲモツ」が、しかし、また、「正義」・「不正義」と共に、「法ニ関リヲモツ」ことも、論述の中で、〈認められている〉からである。

iv) しかしながら、「権利侵害」が「法ニ関リヲモツ」〈根拠〉は、「権利侵害」もまた、「窃盗」、「殺人」に「類スル」「損失」であることであるはずにも拘らず、

v) その〈根拠〉が示されていないのは、〈失当〉である。

61) DC・LW, pp. 109–110 ; DC・LO, p. 183

g) 以上に指摘したとおり、EoL, DC・L の・上掲（本・17）の論述は、  
〈少なからぬ欠陥〉を、含んでいる。

その〈欠陥〉の・いずれかが気付かれたためであろう、Lev・E, Lev・L では、上掲の叙述が、〈すべて、削除〉されている。

(以下、次号)

---

31) a) ア) i) クック (Coke, Sir Edward, 1552–1634, イングランドの裁判官, 法学者, 有力な下院議員) の・法学上の主著の一つは、ここで Lev・E が言及している。“The First Part of the Institutes of The Law of England. Or, A Commentarie vpon Littleton, not the name of a Lawyer onely, but of the Law it selfe, etc.” London, Printed for the Societie of Stationers. 1628. 395×2 = 790 pp. folio., に始まり, 以下, “The Second Part of the Institutes of the Law of England. Containing of the exposition of many ancient, and other statuetes, etc.” London, M. Flesher, & R. Young, for E. D. [Dowson], R. M. [Meighen], W. L. [Lee] and D. P. [Pakeman]. 1642. 745 pp. folio. “The Third Part of the Institutes of the Law of England : concerning high treason, and other pieces of the crown, and criminall causes.” London, M. Flesher, for W. Lee, & D. Pakeman. 1644. 243 pp. folio. “The Forth Part of the Institutes of the Law of England : concerning the jurisdiction of courte.” London, M. Flesher, for W. Lee, & D. Pakeman. 364 pp. 1644. に至る四部作であって, これは, 表題中の・‘Institutes’なる語によって知られるとおり, 法学徒の基本教程として著述されたものである。 (The Dictionary of National Biography. Founded in 1882 by George Smith. Edited by Sir Leslie Stephen and Sir Sidney Lee. From the Earliest Times to 1900. Published since 1917 by the Oxford University Press. Volume. pp. 685–700. British Museum / British Library / General Catalogue of Printed Books to 1955. Compact edition. Volume 5. New York, Readex Microprint Corporation. 1967. p. 1127, col. 373–374)。

ii) 上掲・『第一部』は、クックの名を最も高からしめたものであり、通例、Lev・E が記しているように、「別名」にしたがい、『リトルトンについての注解』と呼ばれたものである。

イ) i) 『第一部』が、上記の「別名」を与えられたのは、クックに先んずること百年の・イングランドの裁判官・法学者・リトルトン (Littleton, Sir Thomas,

1422–1481) が名声をえた著作・“[Tenōrēs Nōvelli] T]enant en fee simple, etc. Expliciūt Tenores novelli., etc. [By Sir T. L.] p[= per] nos Johez lettou & Willz de machilinia ī[= in] Cītate [= Cīvitāte] Londiniana. [1481]. 70 leaves. folio. (『[借地人・新論]，相続者無限定所領の借地人，云々。借地人・新論の書，ここに終る，云々』。これは，Britisch Museum / British Library / の“General Catalogue”によれば，London, 1639 刊本まで，29回，刊行された)の「再刷」であり，これに，ノルマンディ地方で用いられていたフランス語により書かれた「本文」の・クウクによる「翻訳」と，「本文」への「注解」とが付せられたものであるからである。

それゆえ，『リトルトゥンへの注解』は，クウクの手になる・この書の・一種の「新版」とも言えよう。

ii) リトルトゥンの著述の表題にある ‘fee simple’ (イングランド語で ‘fee simple’) なる語は，後代の ‘feudalism’ という名称がそこから発した ‘féudum’ (‘永代土地保有’) のうち，イングランドで用いられた中世ラテン語の ‘féodum [féudum] simplex’，ないし ‘féodum pūrum’ が表示するものとひとしく，‘永代土地保有者’ (feodālis. すなわち，主として「王」からの〈永代土地借地人〉。いわゆる「領主」) にあって，‘永代相続人’ が‘無限定’であることを示し，これは，‘永代相続人’ が‘限定’されている ‘fee tailé / fee-tail / féudum telliātum’ から，区別されるものである。

iii) クウクによる・この「再刷」の巻頭には，〈永代借地所領〉の「占有権」の諸様態を示す「図表」が掲げられており，リトルトゥンの著述の対象が，上記「占有権」に関する・多様な「法」規定であったことを，告げている。

iv) リトルトゥンの・上掲の著作は，かつて “The Olde Tenures” (『所領保有・古説』とでも訳すべきか) と通称された・成立年代不詳の著述 (Britisch Museum / British Library / も，これの・London, 1515 年(?) 刊本のみを，所蔵するにすぎない。これについては，cf. 本・脚注・a)・後出・オ)， iii)) に，ある程度は基づきながらも，独自の内容を有するものであり，元来は，子息・Richard にたいする・法学上の教育のために執筆された小論であるが，夙に，法学上の権威書の地位を得たものである。クウクは，この書を目して，「人間がたゞさわる・いかなる学問においてであれ，かつて著述された・最も完璧・かつ無欠の作品」と呼んだ，と言う。

しかし，執筆後，一世紀半が経過し，時代に遅れたものとなつたために，クウクは，「注解」を施す要を認めたものであろう。(The Dictionary of National Biography. Volume XI. pp. 1252–1255)。

ウ) クックの『第一部』すなわち『リトルトウンへの注解』の「初版本」のフル・タイトルは、以下のとおりである。

THE FIRST PART OF THE INSTITVTES OF THE LAWES OF ENGLAND. OR,  
A COMMENTARIE vpon LITTLETON, not the name of a Lawyer onely, but of the  
Law it selfe. MARTIAL. *Quid te vana iuuant miseræ ludibria cartæ, Hoc lege,*  
*quod possis dicere iure meum est.* CICERO. *Maior hæreditas venit vnicuique*  
*nostrum a Iure, & Legibus, quam a Parentibus.* Hæc ego grandæuus posui tibi  
candide lector. Authore EDW. COKE Milite. LONDON, Printed for the Societie of  
Stationers. Anno 1628. (『イングランド法教程の第一部。別名、リトルトウンへの  
注解。リトルトウンとは、ひとり、一法学者の名称たるにとどまらず、法そのもの  
の名称なり。マールツィアーアリス<sup>1)</sup>。「貧弱ナル紙面ニヨル・埒モナキ氣晴ラシガ、  
イカニシテ、貴君ヲ益スルコトアリヤ。コノ書ヲ繙キ給エ。コノ書<sup>(フミ)</sup>コソ、マコトニ我  
ガ手ニナレルモノナリト、貴君ノ断言シウルトコロナリ」<sup>2)</sup>。キケロ。「我ラノ・ナンビ  
トニアリテモ、生ミノ親ヨリ權原ヲ得ルニマサレル相続財産ハ、權利ト法ノ定メトヨ  
リ權原ヲ得ルモノナリ」<sup>3)</sup>。読者よ、余は高齢なるも、真心もて、本書を貴君に献ず。  
著作者・騎士・エドワード・クックによる。ロンドン。ロンドン書籍出版業者組合の  
ために印刷されしもの。一千六百二十八年ニ)。

エ) この「初版本」は、本稿執筆者が、一橋大学・附属図書館・付設・「社会科学古  
典資料センター」を通じ、「学術情報センター」登録図書の検索によって知り得たとこ  
ろによれば、わが国では、ただ一冊のみ、本・札幌大学・附属図書館・同大学理事長・  
伊藤義郎氏寄贈文庫に、所蔵されており、前記の・フル・タイトルは、このオリジナル  
「初版本」のタイトル・ペイジを、転記したものである。

オ) i) 当該刊本は、見開き・両ペイジの右（奇数）ペイジの右肩にのみ、ペイジ  
数が印刷されており、395で終わっているため、総ペイジは、395×2、すなわち、790ペ  
イジである。

ii) 394・右ペイジから、395・左ペイジにわたり、「目次」(Tabula)が、リトル  
トウンの原典にしたがって、ノルマンディ・フランス語で記され、「第一編」、「第一  
章」—「第十章」。「第二編」、「第一章」—「第十二章」。「第三編」、「第一章」—「第十三  
章」、ついで、「結語」(Epilogus)が、395・左ペイジから、395・右ペイジに述べられ  
て、印刷が完結している。

iii) なお、「第二編」の「目次」のあとに、リトルトウンは、「上記・二つの小編  
は、所領保有に関する・古き諸書 (les anciet [=ancients] Liures [=Livres] de

Tenures) の・若干の章の理解を深むる目的を以て、汝のために、余が制作せるものなり」、としたためている。(クゥクは、「汝のために」(a toy [= à toi]) を、「研学に熱意ある読者に」と注解を施しているが、むしろ、前記・イ), iv) のように、リトルトゥンの子息・Richard を指す、と見るべきではないであろうか。

iv) また、「所領保有に関する・古き諸書」なる文言について、クゥクは、「古き、とは、その書が、王・エドワード・三世 [1312–1377, 在位, 1327–1377] の治政期に、(高等法院判事・フィツハーバートが言うように), さる・尊崇すべく・かつ思慮分別深き貴紳の手により、作成されたものであるからである」、と述べている。(cf. 前記・イ), iv))。

カ) なお、「初版本」の Reprint (N. Y., Garland, 1979) が、立命館大学・附属図書館に、所蔵されている。

b) ところで、問題は、もとより、Lev·E が述べているとおりに、この・『リトルトゥンへの注解』の中に、はたして、〈王位継承〉について、「クゥクは、言っている」とされる「一箇條の法」が含まれているか、否か、である。

ア) i) 『注解』は、本・脚注・前出・a), イ), ii), iii) に述べた内容の著述であって、

ii) 〈王位継承〉にかかる「法」を含む性質のものでは、ないのである。

イ) i) してみると、推測されるのは、Lev·E は、この『注解』に盛られた・数多くの「法」規定そのものを指しているのではなく、なにらかの「法」規定に関する・リトルトゥンの〈論旨〉を、〈王位継承〉に〈適用〉して、「クゥクは、言っている」、としているのではあるまいか、ということである。

ii) そこで、本稿・執筆者は、暗褐色・牛皮革・表紙の folio (二つ折版) の大型本で 800 ページに近い『注解』を、二回、探索し、求めている論述を見出すことができた。

ウ) i) それは、「第三編」において、「相続」に関する「法」規定が記された後におかれた・「第八章。所領譲渡について (De Releases / of Releases)」の第二に記され・本書の全節中では「第四百四十六節」(Section 446) の規定である。

ii) すなわち、「初版本」の 265・右ページは、「第四百四十六節」として、縦三欄に分かれ、左欄にリトルトゥンによる・ノルマンディ・フランス語の「本文」が、中央欄にクゥクによる・イングランド語での「翻訳」が、最終・右欄に、クゥクの「注解」が、記されており、

この「本文」・「翻訳」・「注解」が、Lev·E, (および, Lev·L) に言及されている

〈論旨〉を、語っているのである。

c) ア) i) まず、上記・「第四百四十六節」の「本文」と「翻訳」とは、以下のとおりである。

(引用文中の原語について、[=]を施して記したフランス語は、現行のそれ、ないし、本稿・執筆者が追記したラテン語、あるいは、補正を示し、／の後にあるのは、クックによる・イングランド語の訳語、ないし、略記ラテン語である)。

「第四百四十六節。さらにまた、かかる所領譲渡証書 (*tielx [= tels] faits de releases / such Releases*) に、通常、記載される・下記の文言 (*ceux parolx [= paroles] / these words*)、すなわち (s. [= scilicet] / s.)、本・不動産ハ、将来ニ関スル限りニオイテ (*in futurum / in futurum*)、イカナル仕方ニヨッテデアレ、当方が保持シウルニ至ルモノナリ、との文言もまた、法の上では、効力を有しない (*vides en le ley [= vides en loi] / voide in Law*)。なぜなら、総じて、所領譲渡によっては、当の所領譲渡者が、所領譲渡が行われた時点において保持している (*ad al temps [= a à le temps] / hath at the time*) 権利を除いては (*forsque / but*)、なんらの権利 (*nul droit / no right*) も、[相手方に] 移行する (*passa [= passe] / passeth*) ことがないからである」。

ここで、クックは、さらに、上で「なぜなら」と述べた〈根拠〉——再言すれば、上記のように〈限定〉された「所領譲渡」の「証書」の「文言」が、「法の上では効力を有しない」ことの〈根拠〉、すなわち、「総じて、所領譲渡によっては、…なんらの権利も、移行することがない…」ことを、ある事例を挙げて、明らかにする方法をとる。すなわち、

「その理由は、以下のところにある。ここに、実父 (*pier [= père] / Father*) と実子 (*fits [= fils] / Sonne*) とがいるとし、実父は、所領を侵奪された (*disseisie [= dessaisé] / disseised*) とする。そこで、実子は、(実父の存命中に)、その所領侵奪者 (*le disseisor [= dessaisor] / the disseisor*) に、自らが作成した・[前記の「文言」を含む] 譲渡証書 (*son fait / his deed*) により、その・同一の自由保有所領 (*mesmes les tenements [= mêmes les tènements] / the same tenements*) にたいして、自分が保持している (*que il ad [= qu'il a] / which he hath*)、ないしは、自分が保持することのありうる (*auer puissoit [= avoir puise] / may haue*)・あらゆる権利 (*tout le droit / all the right*) を、返還保証の條項を付さずに、譲渡する (*reless [= relâchet] / releaseth*)、云々、実父が死去した後は (*puis le pier [= père] morust [= morut] / after the Father dieth*)、云々、実子は、当の所領侵奪者の占有物 (*la possession / the*

possession) を、合法に (loyalment / lawfully) 相続する (enter [= entrer] sur / enter vpon) することが、できる (poit [= peut]/ may) のである。なぜかといえば (pur ceo que [= parce que]/ for), 実子は、実父の存命中は (en la vie [de] son pier [= père]/ in his fathers life), 当該の不動産 (la terre / the land) にたいし、権利を保持していなかったが (il nauoit [= n' avait]/ hee had no right), しかし、実父の死去によって (p [per = par] le mort [de] son pere [= père]/ by the death of his father), [その所領にたいする]権利は、所領譲渡の後でも、相続により実子に相続された (descendist a luy per díscent [= descendit à lui par descente]/ descended to him) からである、云々」。(265・右ペイジ)。

d) すなわち、リトルトゥンの〈論旨〉は、以下のものである。

ア) i) 「実父」の「自由保有所領」が、ある「所領侵奪者」によって「侵奪」を蒙った、とし、

ii) また、「侵奪者」は、その「侵奪」を正当化するため、——しかし、自らが「侵奪」した「実父」にたいしては、当然、これをなしえぬところから——、「実子」にたいし、「本・不動産ハ、将来ニ関スル限リニオイテ、イカナル仕方ニヨッテデアレ、当方ガ保持シウルニ至ルモノナリ」という「文言」を記載せしめた「譲渡証書」の「作成」を迫り、「実子」は、これを応諾して、「譲渡証書」を「作成」した、とする。

イ) これによって、「将来ニ関スル限リニオイテ」「侵奪者」に「譲渡」されるのは、——「譲渡証書」が「実子」により「作成」されたものであるがゆえに——、

イ) 一つには、「侵奪」を受けた・「実父」の「自由保有所領」にたいし、「実子」たる「自分が保持している」「権利」であり、

ii) 二つには、「自分が保持することのありうる」「権利」、——すなわち、「実父」の「自由保有所領」にたいし、(「侵奪」を蒙らなければ)、〈将来〉の・「実父」の「死去」の時点で〈効果〉を〈発揮〉するはずの〈相続権〉——である。

ウ) ところがしかし、 i) 「実父」が「存命」中の〈現在〉の時点にあっては、「実父」が「保持」していた「自由保有所領」にたいして「実子」「自らが保持している」「権利」などというものは、〈存在してはいない〉のである。

ii) したがって、この「権利」が「侵奪者」に、〈現在〉において「譲渡」されることは、〈生じえない〉。

エ) さらに、 i) 〈相続権〉は、〈将来〉の時点での・「実父」の「死去」によってのみ、〈効果〉を〈発揮〉し、〈現実化〉するものであって、「実父」の「生存」中の・〈現在〉の時点では、〈潜在的〉なものであるにすぎない。

- ii) この〈潜在性〉は、「実父」の「死去」が生ずる・〈不確定〉な・〈将来〉の時点まで、〈持続〉するのであり、
  - iii) すなわち、その〈持続〉中、〈相続〉は〈停止〉されているのである。
  - iv) しかし、〈相続権〉は、もとより、「実父」の「自由保有所領」の〈相続権〉である以上、「自由保有所領」と〈不可分離〉であるから、
  - v) 「実父」の「自由保有所領」の・「侵奪者」にたいする「譲渡」に伴い、「実子」は、自らの〈相続権〉をも「譲渡」しなければならぬはずである。
  - vi) ところが、「将来ニ関スル限リニオイテ」〈効果〉を〈発揮〉し、すなわち、〈不確定〉な・〈将来〉の時点まで〈持続〉して〈潜在的〉である〈相続権〉が、〈現在〉の時点において「譲渡」されることとは、〈不可能〉である。
  - vii) したがって、「実子」が「侵奪者」に「自分が保持する」〈相続権〉を「譲渡」する、と言っても、それは、〈現在〉の時点では、ただ、「実子」の〈相続〉の〈停止〉であるにすぎない。
- オ) こうして、「実子」が「実父」の「自由保有所領」にたいして「自らが保持している・あらゆる権利」を「譲渡証書」を以て「譲渡」するにしても、「実父」の「生存」中は、その「譲渡」は、
- i) 「あらゆる権利」のうち、一つには、「実父」の「自由保有所領」については、
  - α) 〈存在していない〉・「実子」の「権利」の「譲渡」であって、
  - β) すなわち、上記・「所領」については、「実子」の「権利」は、〈なんら〉「譲渡」〈されなかった〉、「移行することがない」のであり、
  - ii) また、「譲渡」は、二つには、 α) 「実父」の「自由保有所領」にたいする・「実子」の〈相続〉の〈停止〉にすぎないが、
  - β) この・〈相続〉の〈停止〉は、もともと、「実父」の「生存」中の〈現在〉において、既に〈持続している〉のであるから、
  - γ) 「実子」の〈相続権〉は、あの「譲渡」によっては、いささかも、〈妨げられていない〉のである。
  - カ) このことが、 i) 前掲の・「なぜなら、総じて、所領譲渡によっては、当の所領譲渡者が、所領譲渡が行われた時点において保持している権利以外の・なんらの権利も、移行しないからである」、という規定の〈真意〉なのであり、
  - ii) とりもなおさず、「実子は、実父の生存中は、当該の不動産にたいしては、なんらの権利も保持していなかった」と言われる〈意味〉なのである。
  - ク) してみれば、「実父」が「死去」した時点では、

- i) 「実子」の〈相続〉は、〈停止〉を〈解除〉され、すなわち、〈相続権〉は、〈潜在的〉であることを已めて、〈効果〉を〈発揮〉するに至るのであり、
  - ii) そして、前述のとおり、「実父」が保持していた・「自由保有所領」にたいする「権利」は、
  - iii) これが、「実子」によって「侵奪者」に「移行することがない」のであったから、
  - iv) 前掲のとおり、「実父の死去によって」、「所領譲渡の後でも、相続により、実子に相続された…」、ということが成立しうるのである。
- ヶ) 以上の理由で、 i) 前掲の・あの「文言」によって〈限定〉された「所領譲渡」は、「所領譲渡」たり〈えない〉し、「契約」は、「履行」され〈えない〉。
- ii) したがって、かかる「所領譲渡」の「譲渡証書」に「記載」された・前掲の「文言」は、「法の上では、効力を有しない」のである。――
- e) つぎに。上掲の・リトルトウンによる・「所領譲渡」にかんする・「第四百四十六節」の「法」規定の「本文」について、クウクは、265・右ペイジの・最終・右欄に、下記の「注解」を施している。
- 「留意せよ。総じて人が保持しうるのは、有効な権利 (a present right) である。たとえ、その権利が、将来ニアッテ初めて (but in futuro)，占有上の効果を発揮する (take effect in possession) にすぎなくとも、である。
- 例えは、所領の・将来の返還 (reuersion) にたいする権利、ないしは、将来の収支確定後の残存利得・追加利得 (remaynder) にたいする権利を保持している者が、それである。そして、かかる権利を保持している者は、その権利を、有効に (presently)，譲渡しうるのである。しかるに、この箇所でリトルトウンが挙げている事例、すなわち、実子が、実父の生前に、所領譲渡を行う場合には、その所領譲渡は、効力を有しない (void)。その理由は、実子は、所領譲渡が行われた時点では (at the time of the release made)，なんらの権利も保持していない (hath no right at all) のであって、その時点では、すべての権利は、実父にあったのであるが、しかし、実父の歿後には (after decease of the father)，実子は、自分自身が行った所領譲渡に反して (against his own Release)，当の不動産 (the Land) を相続す (enter into) べきである、というところにある」。(loc. cit.)。
- f) ア) さて、再言すれば、『クウクの・リトルトウンへの注解』の内容は、いかなる箇所においても、Lev・E, Lev・Lが述べている〈王位継承〉には、関りを持つてはいない。
- イ) 前掲の・「所領譲渡」の「法」の規定も、所領の「相続」についての「法」規定

の後に、現われるものである。

ウ) そこで、問題になるのは、「所領譲渡」に関する「法」規定が、〈なにゆえに〉、Lev・E, Lev・Lによって〈王位継承〉の「法」規定と〈せられたか〉、である。

その間の経緯は、つぎのところにある、と解ざるをえない。

- i) リトルトゥンが挙げる「事例」において,
  - α) 「実父」の保持している「自由保有所領」を、「実父」たる〈現在〉の〈王〉の保持する〈王位〉と、〈読み替え〉,
  - β) 「実子を、「実父」の「自由保有所領」の〈相続者〉であると同時に、しかし、その「所領」の「侵奪者」でもある、——すなわち、〈現王〉の「王位の正統相続者」であると同時に、〈現王〉の「王位」にたいする「反逆者」でもあり、したがって、「王位の正統相続者」が、〈現王〉の「王位」を、自らに「譲渡」する、——という事態を〈設定〉してみる。
- ii) さて、この場合、〈現王〉の「王位の正統相続者」が、〈現王〉の「王位」にたいする「反逆者」であるにしても,
- iii) また、(「反逆」に「譲渡証書」が付隨するわけではないが)、「反逆者」が、「王位」を自らに「譲渡」するにしても,
- iv) しかし、リトルトゥンの〈論旨〉を以てすれば、以下のようにならざるをえない。すなわち,
  - α) 一つには、「王位」にたいする「権利」は、「王位の正統相続者」が「相続者」である・〈現王〉の「生存」の中の〈現在〉にあっては、「相続者」が〈有するものではない〉のであったから、「王位」は、「反逆者」に「譲渡」されない、すなわち、「移行することがない」のであり,
  - β) 二つには、「譲渡」によっても、「正統相続者」の〈相続〉の〈停止〉が解除されるはずもない。
  - γ) Lev・Eの言う・「相続権」の「剥奪」とは、この・〈相続〉の〈停止〉にほかならないのである。
- v) しかるに、上記の事柄は、〈現王〉の「生存」中の〈現在〉においてに限られるのであって、〈現王〉が「死去」すれば、〈相続〉の〈停止〉は、〈解除〉され、「相続権」は、「効果を発揮し」,
- vi) 「移行」しなかった「王位」は、かつては「反逆者」であったにせよ、今や「正統相続者」となった者によって、「相続される」のであり,
- vii) それは、「その時点で」「相続権」の「剥奪」が「効力を失う」ということであ

る。――

- エ) このように、 i) 上記の〈読み替え〉と〈設定〉とを施した上で、
- ii) リトルトゥンの〈論旨〉を〈適用〉するならば、
- iii) Lev・Eが、「その法の中で、クックは、言っている。王位の・正統相続者が、反逆罪のゆえを以って相続権を剥奪されても、にも拘らず、王位は、その相続者に継承され、ソノ時点デ、相続権剥奪は、効力を失う、と」、と述べ、

Lev・Lが、「わが国の法学者の・ある人々もまた、統治相続者は、たとえ反逆者であっても、王の死去と同時に、統治を継承すべきである、と見做している」と語っている消息を、理解しうることになる。

1) Mārcus Valérius Mārtiālis ([マーアルクス・ヴァレリウス・マールツィアリス], 40? - 104?). スペイン生れの・ローマの諧句詩人。

2) 『諧句』・「第十編」・「四」("Epigrāmmata." Líber Décimus. IV.) (二行詩) は、ギリシャ神話を題材とする書は、読むべからず、とした上で、第七一第八行で、「貧弱なる紙面による・埒もなき気晴しが、いかにして貴君を益することありや。この書を書き給え。この書こそ、生命が、「我が手になれるものなり」と、断言しうるところなり」と記し、

そして、最終・第十二行で、

「貴君は、書きかれてはいかん。カルリイマクッラス (Challimachus) の・諸原因の書 (Aētia [アエティア]) を」、と読者に勧めている。

「この書」として挙げている・カルリイマクッラス (Callimachus) の・諸原因の書 (Aētia) とは、高名なギリシャ詩人・文法学者で、アレクサンドリアの図書館長の任にあった (260 B.C.-240 B.C.) ·Καλλίμαχος ([カルリイマクホオス], 305 B.C.-240 B.C.) が、四編の二行詩により、当時の祭式、慣行の「諸原因」を詠んだ作品・“Aītia”(pl. [アイティア]. sg. は、「形容詞」・‘αἰτίος’ [m], [f]; ‘αἰτίον’ [n]. (語意は、「責ヲ負ウベキ」、「責任ノアルトコロノ」) の「中性形」・‘αἰτίον’ が「普通名詞」化したもので、「原因」の意) を、指している。

さらに、クックが、マールツィアリスの・「この書こそ、生命が、「我が手になれるものなり」と断言しうるところなり」(,quod pōssit dīcere vīta “Mēum est.”) の文言を、「コノ書ヨリ、マコトニ我ガ手ニナレルモノナリ、ト貴君ノ断言シウルトコロナリ」(,quod pōssis dīcere iūre mēum est.) と改めたのは、読者に、リトルトゥンの著述の「本文」に、その「翻訳」と「注解」とを加えたものは、既にクック自らの著作である、と見做すように求める意向を、表わしているものであろ

う。“Epigrámmatōn Líber Décimus. IV” Loeb Classical Library, 2 vols. Vol. II. London, Cambridge (Mass.), William Heinemann. Harvard U-P. 1961. p. 154

3) Mārcus Túllius Cícero ([マーカス・タルリウス・キケロ], 106 B.C.-43 B.C.)。ローマの政治家、弁論家、ローマ最大の哲学者。

本稿・執筆者は、キケロの・おびただしい数にのぼる著述のうち、主著・『トウスクルウム別荘にての討論』、『善と悪との・窮屈に在るものについて』、『諸責務について』、『国政について』、『法について』を閲読したが、クックが引用している・この文言は、ついに、見出すことができなかった。

この文言は、あるいは、キケロの・他の著作に記されていることもありうるが、しかし、おそらく、キケロが、プラアトオーンとともに傾倒したアリストテレスの『トピカ』(“Τοπικά.”)の翻案として、44 B.C.頃に制作した『トピカ』(“Tópica.”)の「第六編」・「二十九—三十」における・「定義」の例示たる・下記の論述に示唆を得て、クックが自ら作成した文章であるように、思われる。

「第六編。また別の種類の諸定義も存在するが、それは、本書の構想には、なんら、関りがない。述べらるべきは、もっぱら、定義の方法である。ところで、古人は、かく、教えている。君が定義せんと欲する・当の事柄と他の事柄とに共通の諸要素 (communia [コンムウニア]) を、君がとらえた場合、他の・いかなる事柄にも適用しえぬ・固有の要素 (próprium [プロオブリュウム]) が帰結するまで、当の・共通の事柄を追及せよ、と。例えば、以下が、それである。相続財産 (Hérēditās [ヘーレーディタス]。「遺産」) とは、財産 (pecúnia [ペクウニア]) なり。だが、財産とは、未だ、共通な要素である。なぜなら、多数の種類の財産が、存在するからである。そこで、以下の事柄を、財産に、付加するがいい。すなわち、ある人の死去によりて (mórte alicūius [モルテ・アリクウーヨウス])、特定者にとり (ad quémpiam [アド・クウェンピアム]) 所有物となる (pérvenit [ペルウェニト]) 財産なり、と。しかし、これでは、未だ、定義ではない。なぜなら、相続によらずしても、故人の財産が所有されうる仕方は、多数、存在するからである。一語を、付加するがいい。権利に基づいて (iūre), と。これで、当該の所有物が、所有の共通性から切断されたことが、明らかになり、その結果、定義が、以下のように下されることになる。すなわち、相続財産とは、ある人の死去により、権利に基づいて、特定者にとり所有物となる財産なり、と。だが、未だ、不充分である。付加するがいい。また、相続財産は、遺言書 (testámentum [テスタアーメントウム]) によりて遺贈されるものに非ず、あるいは、当該・特定者以外の者による占有 (posséssio

[ポッセエッスィオ]) によりて拘束を蒙るものに非ず、と。これで、定義は、完結をみた」。

ここで、キケロが、「特定者」と呼ぶのは、「相続財産」の「所有」にたいして「権利」を有する者のことである。(おそらく、故人の「長子」)。

そこで、キケロによる「定義」——「相続財産とは、ある人の死去により、権利に基づいて、特定者にとり所有物となる財産なり」(Hērēditās est pecūnia quae mōrte alicūius ad quēpiam pérvenit iūre.) を、クウクは、「相続財産ハ、…権利ト法ノ定メトニヨリ權原ヲ得ルモノナリ」(… *hērēditās vénit … ā Iūre, & Lēgibus*, …) と書き改め、

同時に、キケロが、「また、相続財産は、遺言書によりて遺贈されるものに非ず、あるいは、…」(nec éa áut legāta testāmentō) としたのを、「生ミノ親ニヨリテ 権原ヲ得ルニマサレル相続財産ハ、…」(Maior hērēditās vénit …, quam ā Parēntibus.) と表わして、前掲の文言に結び付けたもの、と思われる。(故人が、「相続」の「権利」を有する「長子」をさしあいて、他の・いずれかの子に、「遺言書」を以て、「遺贈」を行うことを、排除するため)。“Topica.” Loeb Classical Library. Cicero in twenty-eight volumes. Vol. II. London, Cambridge (Mass.), William Heinemann. Harvard U-P. 1968. pp. 400–401